

果的に行うため必要があると認められる場合において、当該災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項等について定めた道路啓開計画を作成することとした。(第二十二条の三及び第二十八条の二関係)

4 国土交通大臣による都道府県又は市町村が管理する道路の代行制度の拡充

(一) 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案して、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができるとした。(第一七条第七項関係)

(二) 国土交通大臣は、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場について、その管理の実施体制等を勘案して、新設及び改築等を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができた。(第四八条の二九の五関係)

5 災害応急対策に資する施設等に係る道路への占用許可基準の緩和

道路管理者は、道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であつて、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものについて、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であつても、道路の占用の許可を与えることができたこととした。(第三三条第二項関係)

6 道路脱炭素化基本方針の策定

国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項等について定めた道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針(以下「道路脱炭素化基本方針」という。)を定めることとした。(第四八条の六六関係)

7 道路脱炭素化推進計画の策定

(一) 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に關し、その管理する道路の脱炭素化の目標等について定めた計画(以下「道路脱炭素化推進計画」という。)を作成することができることとした。(第四八条の六七関係)

(二) 道路管理者は、道路の脱炭素化に資する施設等として政令で定めるものであつて道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして政令で定める場所に設けられるもの(道路脱炭素化推進計画においてその設置に関する事項が定められたものに限る)について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であつても、道路の占用の許可を与えることができることとした。(第三三条第二項関係)

1 ◇外務省組織令の一部を改正する政令(政令第一七八号)(外務省)

1 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、国際協力局等の所掌事務につき所要の改正を行うこととした。(第一一条及び第六九条関係)

2 この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(令和七年法律第二二号)の施行の日から施行することとした。

1 ◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一七九号)(国土交通省)

1 道路法施行令の一部改正関係

1 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めたこととした。第一条の七第一項及び第四条の四第一項関係)

2 ◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行令の一部を改正する政令(政令第一八〇号)(厚生労働省)

1 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額を一万七、九〇〇円とするとした。(第五五条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

1 ◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行令の一部を改正する政令(政令第一八〇号)(厚生労働省)

1 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額を一万七、九〇〇円とするとした。(第五五条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
五 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項

六 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項

七 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

八 前各号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができる。

九 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十一 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十二 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十三 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十四 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十五 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十六 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十七 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十八 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

十九 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十一 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十二 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十三 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十四 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十五 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十六 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十七 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十八 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

二十九 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

三十 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

三十一 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

三十二 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る）がその管理する道路の実施に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

第一条の次に次の二条を加える。

（基本理念）
第一条の二 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

第十九条第一項中「本条及び第五十四条中」を削る。
第二十条の次に次の二条を加える。
(連携協力道路の管理)

第二十条の二 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第48号の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第5項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第13条第一項及び第三項並びに第15条から第17条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

二 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

第二十一条中「前条」を「第二十条」に、「除く外」を「除き」に改める。

第二十二条中「又は第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十一第一項又は第四十八条の二十九の五第一項」に改める。

第二十七条第五項中「場合又は」を「場合」に、「場合に」を「場合又は地下を有効に活用することを含む。」を通じて社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減を促進することを含む。以下同じ。」の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるよう配慮されたものでなければならない。

第二十三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め「定めるもの」の下に「（第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場以外の自動車駐車場内に設けられるものにあつては、当該自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものであつて、災害が発生した場合において同項の防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものに限る。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する歩行者利便増進道路」を「歩行者利便増進道路」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二条を加える。

三 前項第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路の脱炭素化に資するものとして政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）で、道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられるもの（第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同項第二項第二号に掲げる事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。）

第三十三条第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第四号」に改める。

第四十八条の二十九の二第一項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の五第一項」に改める。

第六項中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」とし、第四十八条の二十九の六を第四十八条の二十九の七とする。

第四十八条の二十九の五第一項中「第四十八条の二十九の六」とし、第四十八条の二十九の四の四に次の一条を加える。

(防災拠点自動車駐車場の管理の特例)

第四十八条の二十九の五 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路(国土交通大臣が管理する道路若しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要な物流道路等)第四十八条の十九第一項各号に掲げる道路をいう。(以下この項において同じ。)と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等であるものに限る。)に附属する防災拠点自動車駐車場について、それぞれ次の各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第十三条第一項、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで及び第八十五条第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行なうことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

二 都道府県道又は市町村道新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

三 國土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管理を行なう場合には、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場の道路管理者

に代わってその権限を行うものとする。

4 第二項の場合は、政令で定める。

5 第二項の場合は、政令で定める。

6 第二項の場合は、政令で定める。

7 第二項の場合は、政令で定める。

8 第二項の場合は、政令で定める。

9 第二項の場合は、政令で定める。

10 第二項の場合は、政令で定める。

11 第二項の場合は、政令で定める。

12 第二項の場合は、政令で定める。

13 第二項の場合は、政令で定める。

14 第二項の場合は、政令で定める。

15 第二項の場合は、政令で定める。

16 第二項の場合は、政令で定める。

17 第二項の場合は、政令で定める。

18 第二項の場合は、政令で定める。

19 第二項の場合は、政令で定める。

20 第二項の場合は、政令で定める。

21 第二項の場合は、政令で定める。

22 第二項の場合は、政令で定める。

23 第二項の場合は、政令で定める。

24 第二項の場合は、政令で定める。

25 第二項の場合は、政令で定める。

(道路脱炭素化推進計画)

第四十八条の六十七 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画(以下この項において「道路脱炭素化推進計画」という。)を定めることができる。

一 道路の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行なう道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に關し必要な事項

4 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

5 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

6 第五十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

8 第五十一条に次の二項を加える。

9 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行なう都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

10 第五十三条第一項中「管理を行う場合」の下に「指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」を加え、「場合又は」を「場合」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第七項まで又は第五十一条」を「第八項まで、第五十一条又は第八十五条第四項」に改め、同条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

11 第五十五条の次に次の二項を加える。

12 (連携協力道路の管理に要する費用)

13 第五十五条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に關する費用で連携協力道路に關するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

14 第七十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

15 第七十九条第一項中「道路整備計画」の下に「道路脱炭素化基本方針」を加える。

16 第八十五条第三項中「の場合においては」の下に「次項の場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

17 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行なう都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設又は改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額都道府県又は市町村が自ら当該工事を行なうとした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。(以下この項において同じ。)を定め、国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

18 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

19 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

20 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

21 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

22 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

23 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

24 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

25 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第九十七条第一項第一号中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

第二百二条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第二百七条中「第二百二条第四号」を「第二百二条第二項」に改める。

第二百九条中「又は第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十二年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第九条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 道路法第二十二条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第九条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る)を組織すること。

第九条第一項第十二号の次に次の二号を加える。

十の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第九条第十一項中「まで」の下に「第十二号の二」を加える。

第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第十七条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 道路法第二十二条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第十七条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る)を組織すること。

第十七条第一項第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。)」を加える。

第三十二条の次に次の二号を加える。

(災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例)

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

(国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に関する費用負担の特例)

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「が道路整備特別措置法」の下に「(昭和三十一年法律第七号)」を加え、「道路整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」を「同法第八条第一項第三十九号又は第十七条第一項第三十五号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる自動運行補助施設」の下に「及び同法第三十三条第二項第五号に掲げる工作物又は施設」を加え、「単に「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

第三条中「関する工事」の下に「及び同法第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する同法第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場の新設、改築又は修繕に関する工事」を加え、「当該工事」を「これらの工事」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項並びに第八十五条第四項」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び第三条(道路整備特別措置法第四条の改正規定、同法第九条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第十七条第一項第三十三号の次に号を加える改正規定を除く。)の規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

二 公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理(新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、かつ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。)

3 地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、同様とする。

5 地方道路公社は、前項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

6 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章(第九条を除く。)の規定の適用については、道路管理者とみなす。

7 地方道路管理者は、前項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

8 第二項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章(第九条を除く。)の規定の適用については、道路管理者とみなす。

10 第二項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に関する費用負担の特例)

第十一条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十二条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十三条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十四条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十五条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十六条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十八条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第十九条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第二十条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第二十一条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第二十二条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第二十三条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第二十四条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

(道路脱炭素化基本方針に関する準備行為)

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。前においても、第二条の規定による改正後の道路法第四十八条の六十六第四項の規定の例により、同条第一項に規定する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。）

（負担金等の強制徴収に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。（政令への委任）

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号イ中「第五十八条第一項」を「第五

十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第七条 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号本中「第六項」を「第七項」に改める。（特別会計に関する法律の一部改正）

第二百二十四条第一号本中「第七項」を「第八項」に改める。

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤勝信
国土交通大臣 中野洋昌
内閣総理大臣 石破茂

政令

御名 御璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣 石破茂

第二百八条の二第一項

外務省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号及び第六十九条第八号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め

政令第百七十八号

外務省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第十一条第六号及び第六十九条第八号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め

この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行の日から施行する。

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣総理大臣 石破茂

御名 御璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣 石破茂

政令第百七十九号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第四十八条の十九第二項及び第三項並びに第五十三条第一項、道路整備特別措置法（昭和三十一一年法律第七号）第三十二条の二第四項及び第五項並びに第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公团等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表一の項中「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同表九の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同表十の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同表十一の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同表十三の項を「十九の項」とし、十七の項から二十七の項までを「一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十五の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、七の項から十二の項までを「一項ずつ繰り下げ、同表六の項中「第三項」の下に「第四十八条の六十第二項、第四十八条の六十二第四項」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 第二十八条の二第一項

密接関連道路管理者は、密接関連道路の管理を行
る連絡開闢計画の作成及び
道路更に開闢する協議並びに
実施に係

密接関連道路の管理を行
う二以上の道路管理者等

第一条の七第四項の表三の項中「及び第二項第三号」を「第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表四の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第六項の表九の項中「及び第二項第三号」を「第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第二号」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に「及び第三項」を「から第三項まで」に、「第四十八条の二十一第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十一」に改め、同条第八項中「十二の項、十九の項及び二十一の項」を「十三の項、二十の項及び二十二の項」に改め、同項の表七の項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六条第二項第二号中「協議会」の下に「道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。」を加え、同条第五項第一号中「又は第七号」を削り、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

り利便増進誘導区域を指定すること。

第六条第六項第一号中「第七号」を削り、「第八号、第九号、第十一号」を「第七号、第八号、第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号まで」を「第十号まで」に改め、同条第八項中「第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

三二 第五項各号に掲げる権限
法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第六条第九項第一号中「第三号及び第七号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十項中「第七号」を削り、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十号」に、「第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

第七条第十四号中〔昭和二十六年法律第二百一十三号〕を削る。
第二十条中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事又は当該管理」に改め、同条第三項

「又は市町村道」を「若しくは市町村道」に、「維持又は」を「維持若しくは」に、「場合」を「場

「以外の管轄を行ふ場合」に「二三事に」を「二三事に」に改め、同条第三項中「又は」を第二十三条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維

持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に改め、同条第四項中「又は市町村道の維持又は」を「若しくは市町村道の維持若しくは」に「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に「当該」を

「これらの」に改める。
第三十九条第三項中「第十七号」を「第十六号」に改める。
第四十一条第三項第十四号中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に、「同条第七項」を「同

第二条 〔道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の二条を加える。
(地方道路公社の権限の代行)

第十一條の二 法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う権限（第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。

一 法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、次に掲げるもの

イ 法第十七条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、第二十号、第三十四号、第二十八号、第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に掲げる権限

法第十七条第一項第二号に掲げる権限のうち、道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

の十五及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。
二 法第十七条第一項第二十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十六条第一項及び第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
三 法第十七条第一項第二十七号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十四の規定により必要な措置をすることを命ずること。
一 法第十七条第一項第三十五号に掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項(こ
へし)の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

5
る許可若しくは同法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を同法第九十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。
国土交通大臣が代行する権限は、法第三十二条の二第三項前段の規定に基づき公示された同条第一項各号に掲げる管理の開始の日から同条第三項後段の規定に基づき公示された当該管理の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。

国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて第一項第一号イに掲げる権限のうち法第十七条第一項第二十八号に掲げるもの（道路法第四十七条の十八第一項の規定により縮結することに限る。）を行おうとするときは、地方道路公社の意見を聽かなければならぬ。

国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を地方道路公社に通知しなければならない。

イ 第一項第一号イに掲げる権限のうち、次に掲げるもの

イ 法第十七条第一項第一号又は第十号に掲げる権限

口 法第十七条第一項第九号に掲げる権限のうち、道路法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可するこ

八 法第十七条第一項第十二号に掲げる権限のうち、道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

二 法第十七條第一項第二十八号に掲げる権限のうち、
道路法第四十七條の十八第一項の規定
により締結すること。

二
る協議（当該協議が成立することをもつて、同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとのみなされるものに限る。）をすること。
第一項第一号へこ録する雇用のうち、首略法第七十一条第一項又は第二項（ここれらの規定を

二
第一項第一号に掲げる林野のうち、道路法第十一一条第一項又は第二項にこれらの方を含む
同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。の規定により同法第三十二条第一項若し
くは第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

六	五	四
の号の三十の四条の十八第の項七の項第十び十条ま一四十条条二三第の項九第第の項十三十一条二第項第項第 六、四、八三、の三八第四十、条十、一四七第六第で項十三第の項十三六、条五三四、九十六四第条一、二、二 十第十一、条一十七第の四第項十一条二条一、か四条二九、九項第第の、ま一三の条まか項第、二十二 四四、四一第一の項七第四十、四及七第項第項第ら条の項、第条ま一三、でら、三第十二条一、二、二 十九の、十四二、条一十五第十び条三、一、四第の二、第三ので項十五第で項十三、でら、三第十二条一、二、二 第八第八三第八九十九第の項、七第四七第の項第十五三、第四十七、か九第三及か九第第、第第十三三第 六条二条十四条の八九四十、条二十条五二、四及四五五項第第四十九第第ら条一十びら条一三第三三三十条一、二、二 五	第二十条第五項	項第 二、二 九、三 三、一
道路管理者	二成主他国第二項の規定による 項立務の土工交通大作物に臣とと協議する該の場合又は議する該の前がる	者当該道路の道路管理
地方道路公社	前二項	地方道路公社
地方道路公社等	二成主他国第二項の規定による 項立務の土工交通大作物に臣とと協議する該の場合又は議する該の前がる	地方道路公社等

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
第二項十五条の二	第八項十四条の三	第四項十九条の七	第三十九条の四	第四項十九条の四	の項九第十三条七項、九第十八第、四第十九条、五第条、二十二第、三十二第、三十三第の条	第六項十九条の二	第二十四条	第二十一条	第二十条第六項
道路管理者は、	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者は、	道路管理者は、	除く。道路管理者(市町村を除く)は、	道路管理者の	道路管理者は、	協議
地方道路公社は、	機構等又は会社	道路管理者及び地方	機構等	当該地方道路公社は	地方道路管理者は、地方	道路管理者は、地方	地方道路公社の	地方道路公社が協議	地方道路公社と
地方道路公社等がは、地	地方道路公社等	道路管理者及び地方	地方道路公社等	当該地方道路公社等は	道路管理者は、地方	道路管理者は、地方	地方道路公社等の	議地方道路公社等が協	地方道路公社等と

第十六条中「が協議」との下に「同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第二条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」とを加え、同条の表中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の後に次のように加える。

八	七
第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項
第三項	第二十二条の三第一項
連道路管理者(密接関連道路管理者等)	二以上の道路管理者

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。第十二条の表中三十一の項を三十四の項とし、八の項から三十の項までを三項ずつ繰り下げ、七の項を削り、六の項を九の項とし、同項の後に次のように加える。

十	第二十八条の二第一項
第二十二条の三第一項	連絡調整
連道路管理者(密接関連道路管理者等)	連絡調整

第十二条の表五の項を同表八の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

六	五	四
第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項	道路(連絡調整、踏切道密接関連道路)
第二十二条の三第三項	二以上上の道路管理者	二以上上の道路管理者
道路管理者(密接関連道路管理者等)	密接関連道路管理者	高速自動車国道以外の道路(連絡調整)

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第四条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)

令第二十二条の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十二条の二、第二十四条の項の次に次のように加える。

第二十二条の三第一項

二以上の道路管理者

社管理及び有料高道路管理者(高速道路承継会社)の管轄にあつる管轄道路承継会の会員に於ける料金の改定に係る政令の一部改正

第三項高に速は、有料高道路承継会の会員に於ける料金の改定に係る政令の一部改正

第二十二条の三第一項

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

附 則

(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

1 (道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)
2 (道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

3 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

4 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

5 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

6 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

7 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

8 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

9 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

10 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

11 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

12 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

13 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

14 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

15 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

16 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

17 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

18 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

19 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

20 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

21 (都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項	連絡調整	道路管理者(密接関連道路管理者等)	密接関連道路管理者等
第二十二条の三第三項	連絡調整	道路管理者(密接関連道路管理者等)	密接関連道路管理者等

第二十二条の三第一項	連絡調整	道路管理者(密接関連道路管理者等)	密接関連道路管理者等
第二十二条の三第三項	連絡調整	道路管理者(密接関連道路管理者等)	密接関連道路管理者等

内閣総理大臣 石破 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

御名 御璽
令和七年四月十六日

政令第百八十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第九条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第五条に見出しとして「(受験手数料)」を付し、同条中「一万三千九百円」を「一万七千九百円」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

省 令

○外務省令第十号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項第五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

附 則

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○外務省令第一号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め、同条第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に改める。

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第三項及び第五十六条の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（国土交通大臣の行う管理の公示等）

第十七条 法第三十二条の二第三項の規定による通知及び公示は、次に掲げる事項について行う

改 正 前

（新設）

一 道路の路線名
二 管理（法第三十二条の二第一項各号に掲げる管理をいう。以下この条において同じ。）の区間

三 管理の種類
四 管理の開始の日（当該管理の全部又は一部を完了したときにつきにあつては、当該管理の完了の日）

（証票の様式）
第十八条（略）

（証票の様式）
第十七条（略）

外務大臣 岩屋 毅

(権限の委任)

第十九条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一〇十一 (略)

一二 法第三十二条の二第三項の規定により通知し、及び公示する」と。

一三 法第三十二条の二第四項の規定による権限を行う」と。

一四、十八 (略)

様式 (第十八条関係)

(表)・(裏) (略)

附 則

の省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○外務省、府、総務省、文部省、防衛省、告示第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十五条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年四月十六日

内閣総理大臣 石破茂

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木馨祐

外務大臣 岩屋毅

財務大臣 加藤勝信

文部科学大臣 阿部俊子

厚生労働大臣 福岡資麿

農林水産大臣 江藤拓

経済産業大臣 武藤容治

国土交通大臣 中野洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

防衛大臣 中谷元

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和五年三月厚生労働省、文部省、防衛省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

(権限の委任)

第十八条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一〇十一 (略)

(新設)

二二、二六 (略)

様式 (第十六条関係)

(表)・(裏) (略)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてこないものば、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等（以下「排出削減等」という。）のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択することもに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならぬこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

<p>第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項</p> <p>1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組</p> <p>事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。</p> <p>(4) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。</p> <p>(5) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出削減等について第2に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項</p> <p>1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組</p> <p>事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。</p> <p>(4) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。</p> <p>(5) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出削減等について第2に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(8) (5)の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制、資源循環の促進、汚染の防止、生物多様性の保全等にも資するものとすることが望ましい。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 資材、原材料及び部品の調達に当たっては、カーボンフットプリント(製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。)が算定、削減及び開示されているもの又は温室効果ガスの排出の量の削減に資する投資によって生み出された製品単位の排出削減量が大きいものを選択することが望ましい。</p> <p>(13) 製品の設計及び製造においては、自ら製造する製品が事業の下流工程における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献することが望ましい。</p> <p>(14) (1)から(13)までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置</p> <p>事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第1の1及び2に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。</p>	<p>(8) (5)の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制及び資源循環の促進にも資するものとすることが望ましい。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) (1)から(11)までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置</p> <p>事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第1の1及び2に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。</p>
--	---	---	---

また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、E S C O事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(1)・(2) (略)

(3) 建設業

① (略)

② 温室効果ガスの排出削減等に資する設備の使用方法

ア 発注者の意向に沿った建設時(建設機械の稼働等)のバイオマス等の排出係数が小さい燃料・再生可能エネルギー等の排出係数が小さい電力の活用

イ 発注者の意向に沿った製品単位の排出削減量が大きい建材等の活用

(4)～(12) (略)

4 (略)

第2 日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

1 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講すべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(1) その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

① 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用等に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、E S C O事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(1)・(2) (略)

(3) 建設業

① (略)

(新設)

(4)～(12) (略)

4 (略)

第2 日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

1 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講すべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(1) その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

① 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

② 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット(自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。)や、環境配慮行動へのポイント制度(温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。)等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

① 事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能若しくはその認証等を表示する標章又はカーボンフットプリント、削減実績量、削減貢献量等の「見える化」の活用により、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。事業者は、カーボンフットプリント等の算定及び表示に当たっては、カーボンフットプリント等の算定及び表示に係る国内外のガイドライン、業界ルール等や取組動向に留意しつつ、消費者による温室効果ガスの排出削減等に資する製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めること。

② 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少くなるよう、カーボン・オフセット(自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。)や、環境配慮行動へのポイント制度(温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。)等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

① 事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

○ 気象庁長官 水野川由

気象業務法施行規則（昭和 17 年運輸省令第百 1 号）第 1 条の 4 第 1 号ルの規定に基づき、降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示を次のとおりに定める。

令和 7 年 4 月 16 日

気象庁長官 野村 龍一

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等（令和 6 年気象庁告示第 1 号）の一部を次のとおりに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をいれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のとおりに改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>2 気象業務法施行規則第 1 条の 4 第 2 号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>熊山レーダ雨量計</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> </table>	国土交通省	(略)		熊山レーダ雨量計		(略)	<p>2 気象業務法施行規則第 1 条の 4 第 2 号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>熊山レーダ雨量計</td></tr> <tr> <td></td><td>常山レーダ雨量計</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> </table>	国土交通省	(略)		熊山レーダ雨量計		常山レーダ雨量計		(略)
国土交通省	(略)														
	熊山レーダ雨量計														
	(略)														
国土交通省	(略)														
	熊山レーダ雨量計														
	常山レーダ雨量計														
	(略)														

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

② 事業者は、日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。	② 事業者は、日常生活用製品等に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。	の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供することが望ましい。	について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供することが望ましい。
2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講すべき具体的な措置	2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講すべき具体的な措置	(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供	事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供	(7) その他の消費行動及び投資に関する事項 ① カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進 ② 国や地方公共団体が促進する日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式の転換等を図るための活動との連携 ③・④ (略) (8) (略)	(7) その他の消費行動及び投資に関する事項 ① カーボン・フットプリント、カーボン・オフセット等その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進 ② (新設)
		別表第一～第四 (略)	別表第一～第四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

○財務省告示第百十九号

国債規則

(大正十一年大蔵省令第三十一号) 第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別

弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号) 第五条第二項の規定により発行する第十二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

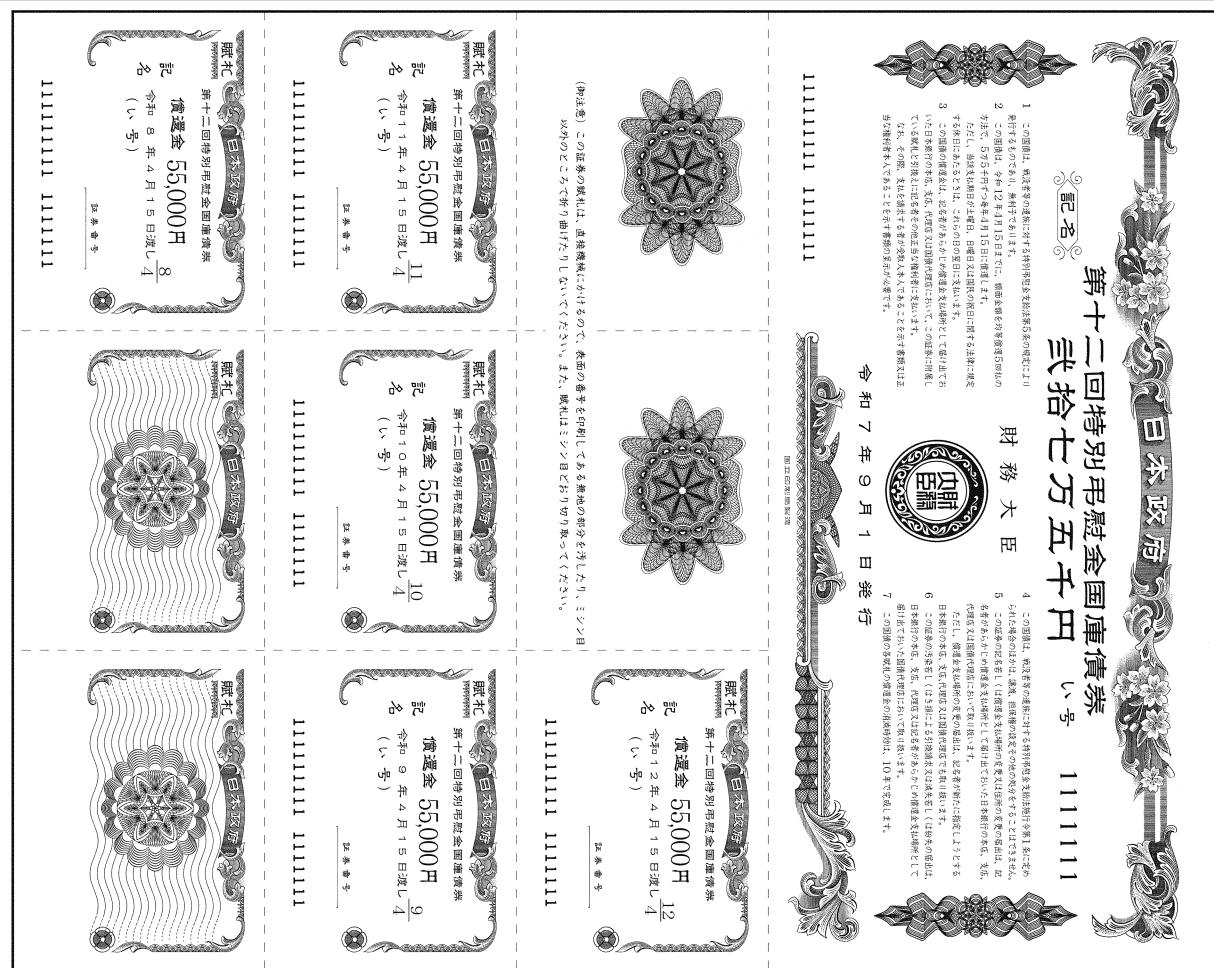
令和七年四月十六日

財務大臣 加藤 勝信

寸法	全体
本券	縦一百六十八ミリメートル
賦札	横二百十三ミリメートル
用紙	縦五百六ミリメートル
	横七十一ミリメートル
	縦百ミリメートル
	横二百十三ミリメートル
	縦五百六ミリメートル
	横七十一ミリメートル
裏面	表記
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち

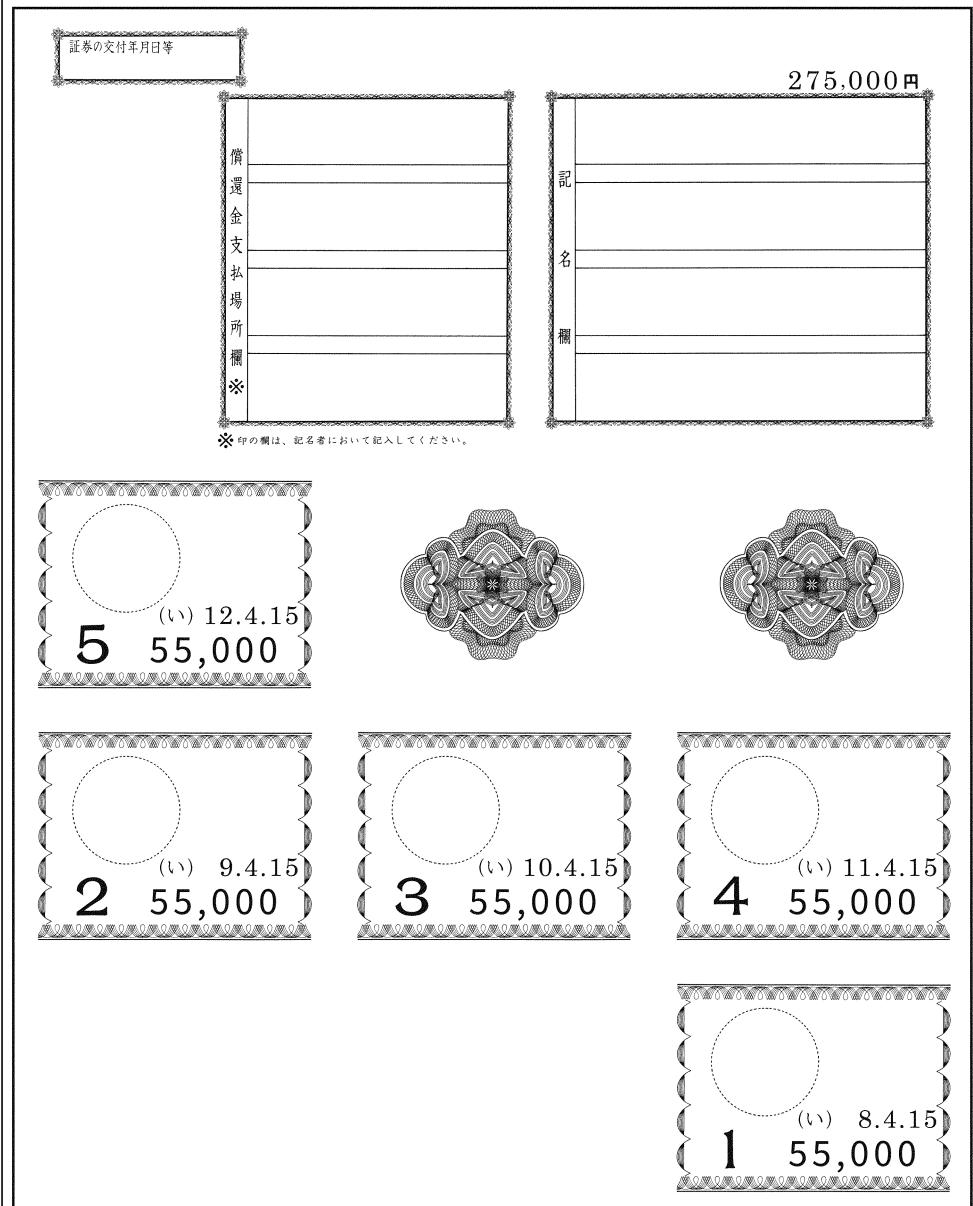
(備考) 第十二回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

そ の 他 告 示



(表 面)

(裏面)



公報

諸事件

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和6年(フ)第1978号

札幌市北区東茨戸1条1丁目1番1-501号

債務者 池内 暢宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2431号

札幌市中央区南10条西7丁目6番12-402号

債務者 高田 純也

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第87号

札幌市白石区北郷5条6丁目3番12-202号

債務者 西村 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第220号

札幌市清田区美しが丘2条7丁目6番7号

債務者 山口 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第274号

札幌市北区北39条西3丁目1番14-303号

債務者 金川 文彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第281号

札幌市東区北19条東19丁目4番2-105号

債務者 田中 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第293号

札幌市中央区北7条西27丁目3番18-303号

債務者 草野 彩夏(旧姓岡澤)

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第301号

北海道千歳市信濃3丁目7番14-401号 ウイング信濃
債務者 佐藤 菜苗
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第311号

札幌市白石区北郷2条11丁目4番11号 コーポゆき302号
債務者 瀬尾 友美
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第317号

札幌市東区北42条東1丁目1番5号 メゾン栄205号
債務者 嘉瀬 綾乃
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第331号

札幌市豊平区月寒西1条4丁目3番27-302号
債務者 高橋亜夕香
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第336号

札幌市白石区栄通19丁目10番37号 栄通旭レジデンスF号
債務者 新海千恵美(旧姓馬場)
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第341号

札幌市中央区大通西26丁目3番35-203号
債務者 本島そのみ(旧姓伊藤)
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第350号

札幌市清田区平岡4条1丁目3番1号 マ・メゾン平岡B-2号
債務者 鵜沢あけみ
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第359号

札幌市清田区真栄331番地 医療法人尚仁会真栄病院、住民票上の住所札幌市豊平区美園7条3丁目3番13号 U-B BOX201号
債務者 森 純一
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第366号

札幌市西区琴似4条2丁目3番25号 Kハイム203号
債務者 谷地元武雄
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第379号

北海道江別市大麻宮町4番地 13棟202号
債務者 藤村 洋二
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第460号

札幌市南区澄川3条5丁目3番20-201号
債務者 和田 匠
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第466号

札幌市豊平区平岸2条9丁目1番17号
債務者 野村 光則
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第473号

札幌市清田区平岡2条6丁目5番26号 鈴蘭平岡102号
債務者 本望 勝

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第10号

北海道空知郡南幌町稻穂2丁目4番6-102号

債務者 岩本 真理

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第17号

北海道美唄市大通東1条北2丁目2番5号、住民票上の住所北海道岩見沢市6条東12丁目25番地1 あさひ荘

債務者 伊貝 茂子

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第36号

千葉県東金市小沼田650番地44

債務者 矢吹 孝明

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第81号 静岡県伊豆の国市長岡1198番地 エステート ピア土屋C 202号 債務者 狩野 奈保 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第101号 静岡県御殿場市駒門80番地の10 債務者 渡邊美津子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第98号 静岡県磐田市福田中島3589番地1 ビレッジ ハウス福田1-502、前住所静岡県磐田市東 新町1丁目3番B-507号 債務者 リマ アンデルソンこと リマ アン デルソン ヒデキ (LIMA ANDERS ON HIDEKI) 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第6号 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2021番地 債務者 高田 豊和	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係 令和7年(フ)第7号 熊本県阿蘇市内牧346番地2 債務者 仲道 文代 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後3時30分 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係 令和7年(フ)第815号 大阪市中央区材木町2番16-603号 債務者 堤 淳一 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第852号 大阪府東大阪市寺前町2丁目5番12号 債務者 田辺奈枝こと 鄭 奈枝 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第858号 大阪市東淀川区大桐1丁目8番12号 セント ポーリア 303号 債務者 河野竜之介 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第962号 大阪市浪速区敷津東2丁目6番14-1208号 債務者 三保 利允 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第822号 大阪府四條畷市砂2丁目11番17号 アスピリ ア砂II 102 債務者 田村 博希 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第989号 大阪市住吉区長居1丁目3番38号 パレスハ イツ 502号 債務者 川崎 健史 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第994号 大阪府交野市星田8-19-12、住民票上の住 所大阪府交野市妙見坂1丁目24番4号 債務者 澤 リサ (旧姓小畑) 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第8号 熊本県山鹿市方保田1246番地11、前住所京 市左京区田中古川町19番地1 マンション茶 山303 債務者 宮田千帆里 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時30分 熊本地方裁判所山鹿支部破産係
--	--	--

令和7年(フ)第2号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本県阿蘇市狩尾867番地1 債務者 井上 千春	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時	令和6年(フ)第2152号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	名古屋市中村区竹橋町37番18号 ヴィー・ク オレ レジデンス名古屋駅601号 破産者 砂川 匠
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで	2 主文 本件破産手続を廃止する。
5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係 破産手続廃止及び免責許可決定	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第985号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
名古屋市東区葵2丁目14-27 エステムコート名古屋葵904号、住民票上の住所名古屋市南区北内町4丁目7番地 ラボール七宝302号 破産者 知念いづみ	令和6年(フ)第2526号
1 決定年月日 令和7年3月27日	愛知県半田市亀崎町7丁目85番地 破産者 井上幸太郎
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第1016号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
名古屋市中区正木1丁目2番5号 ステージ グランデ山王1401号、従前の住所名古屋市中区伊勢山2丁目11番2 Live Casa金山1202号 破産者 長瀬 忠弘	令和6年(フ)第2608号
1 決定年月日 令和7年3月27日	愛知県東海市富貴ノ台6丁目11番地 グラン ドール・富貴1-C 破産者 天久 勝利
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第1616号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
名古屋市名東区豊が丘1809番地 破産者 森川真理子	令和6年(フ)第2734号
1 決定年月日 令和7年3月27日	愛知県春日井市大留町5丁目12番地14 破産者 野田 将司
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2757号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
愛知県春日井市藤山台3丁目1番地8 373号棟101号室、従前の住所愛知県春日井市西屋町字西屋敷10番地5 破産者 太崎眞由美	令和6年(フ)第2793号
1 決定年月日 令和7年3月27日	愛知県北名古屋市高田寺出口71番地、従前の住所名古屋市中区高畑5丁目244番地 破産者 谷居 幹生
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2839号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
名古屋市千種区若水3丁目12番18号 破産者 林 広志	令和6年(フ)第2878号
1 決定年月日 令和7年3月27日	愛知県清須市助七東山中37番地3 破産者 三木 大樹
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月27日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2878号	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
佐賀県神埼市千代田町直鳥810番地1、前住所佐賀市川副町大字南里382番地11 破産者 平尾 勝也	令和6年(フ)第16号
1 決定年月日 令和7年3月28日	佐賀県神埼市千代田町直鳥810番地1、前住所佐賀市川副町大字南里382番地11 破産者 平尾 勝也
2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月28日
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第654号	4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係
広島市安佐南区伴中央1丁目4番7-202号 破産者 松本電気工業こと 松本 浩志	令和6年(フ)第654号
1 決定年月日 令和7年3月31日	1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第277号

宮崎県東諸県郡国富町大字伊左生226番地
破産者 日高 千晴
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

令和6年(フ)第2918号

愛知県あま市坂牧北浦12番地1 東海荘201号
破産者 山下 和吉
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2972号

名古屋市南区要町5丁目46番地の1 ツルタビル104号
破産者 濱崎 文恵
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2990号

名古屋市南区元塩町4丁目1番地 元塩荘3棟706号
破産者 福増 祐子
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2995号

愛知県豊明市三崎町ゆたか台1番地 ゆたか台住宅5棟305号
破産者 近藤 美公
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3009号

愛知県瀬戸市池田町214番地の2
破産者 姉崎 修平

1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3060号

愛知県半田市栄町2丁目22番地 半田同胞園
破産者 平松真由美
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第4号

名古屋市港区品川町2丁目45番地の8 たいよう
破産者 上田真由美
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第26号

愛知県小牧市大字本庄2597番地230 エムズマンション本庄302号
破産者 竹内亞耶美(旧姓石原)
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第28号

名古屋市熱田区四番2丁目11番17号 エステート・オー・エス・エム四番103号
破産者 伊藤 美希
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第37号

愛知県春日井市鳥居松町1丁目227番地
破産者 中村 健太
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第45号

愛知県瀬戸市東山町8番地 松ヶ丘住宅
2-4-301
破産者 吉田 恭助
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第47号

名古屋市南区浜田町3丁目101番地の1 浜田町ハウス201号
破産者 及川まゆみ

1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2041号

札幌市豊平区月寒東1条6丁目6番29号 工トワール蓑島102号
破産者 古川 正憲
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2089号

札幌市手稲区稻穂1条1丁目12番15-103号
破産者 八幡 晴渚

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2095号

札幌市白石区南郷通15丁目南8番1-201号
破産者 岡村 美紀

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2135号

札幌市白石区本郷通4丁目北3番1-205号
破産者 山崎 陸

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2221号

札幌市中央区南4条西11丁目1291番地1
パークヒルズ中央411-607号

破産者 土門 陽介
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2235号

札幌市中央区南15条西5丁目4番6-301号
破産者 半澤 一泰

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2252号

札幌市手稲区曙1条1丁目4番7-103号
破産者 奥 豊夏

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2272号

札幌市中央区北6条西26丁目2番16-402号
破産者 成田 一博

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2314号

札幌市中央区南4条東3丁目9番地2 ピープルⅢ707号
破産者 原田 壽子

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2342号

札幌市厚別区厚別中央1条2丁目1番40-303号
破産者 八木 あみ(旧姓福田)

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2358号

札幌市白石区南郷通3丁目南5番16号 白石グリーンハイツ603号、住民票上の住所札幌市白石区菊水元町6条1丁目6番25-202号
破産者 菊地 風友

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2363号

北海道千歳市住吉3丁目17番3号 パレス住吉201号、開始決定時の住所北海道千歳市花園7丁目2番10号 佐々木ハイツ花園II 202号

破産者 武藤 圭音(開始決定時の姓簡瀬(旧姓武藤))

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2404号

札幌市厚別区もみじ台西2丁目1番4-108号

破産者 藤井 敏春

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2409号

札幌市白石区平和通2丁目北4番45-205号
破産者 川森 由紀

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2415号

札幌市東区北27条東17丁目2番5-306号
破産者 須貝しおぶ

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第6号

札幌市豊平区平岸3条17丁目1番1-103号
破産者 日置 勇斗

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第52号

札幌市東区北16条東5丁目1番8-103号
破産者 中田 裕貴

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第115号

岩手県花巻市桜台2丁目11番9号 マ・メゾンY101号

破産者 佐藤 淳太

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(フ)第763号

栃木県大田原市中田原512番地1 東雲202号、前住所栃木県大田原市宇田川1787番地55

破産者 阿曾 仁

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第773号

栃木県大田原市北野上943番地5

破産者 クリスタルデザインこと 李 俊明

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第779号

栃木県宇都宮市雀の宮4丁目9番4号 メイプルハイツ1-1

破産者 日向野友理子(旧姓小川)

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和5年(フ)第23号

栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生125番地

破産者 板橋 勝房

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和6年(フ)第2100号

さいたま市中央区新中里2丁目9番18号

破産者 高柳 旭洋

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第17号

埼玉県戸田市大字新曾1535番地 サンウェルティ308号室

破産者 間瀬きよ子

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第21号

さいたま市緑区大字三室2180番地2

破産者 高橋 舞子

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第46号

埼玉県蕨市中央2丁目33番8号 メゾンド・ファル202号

破産者 大河原睦美

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第68号

埼玉県蓮田市藤ノ木1丁目41番地 株池田工業蓮田寮

破産者 新垣 順治

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第9号

名古屋市港区小碓2丁目249番地 レジデンス小碓3-A号

破産者 中野 正敏

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第14号

名古屋市天白区植田西2丁目306番地 カルダモモ八事タワー1002号

破産者 渡邊喜実隆

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第42号

名古屋市天白区井口1丁目807番地 エービック浅井3D、従前の住所名古屋市天白区島田4丁目2401番地 レアル島田402号

破産者 成宮 佳里

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第73号

愛知県東海市高横須賀町真光寺2番地の1
N H 横須賀202、従前の住所愛知県東海市大

田町畠間18番地の1 カーサ J I N 401号

破産者 松瀬千津子

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第105号

名古屋市守山区元郷2丁目501番地 パーク

ハイツ丸三101号

破産者 林 大輔

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第42号

徳島県美馬市脇町大字北庄444番地1 北庄

団地3棟 206号

破産者 近藤 正江

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所美馬支部

令和6年(フ)第94号

香川県丸亀市浜町310番地、前住所香川県丸亀市郡家町768番地7

破産者 山本 英和

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和5年(フ)第324号

鹿児島市中山町5025番地3 プライトI
101号、前住所鹿児島市坂之上8丁目35番6-2号

破産者 薗田 和治

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第510号

鹿児島市堀江町14番14号、前住所鹿児島市新屋敷町10番22号 サンロイヤルシンヤシキ407号

破産者 山下 大輔

1 決定年月日 令和7年3月28日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第231号	北海道釧路郡釧路町東陽西2丁目10番地17 プレゼンテD号室 破産者 笹原 雄輝 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第108号	青森県北津軽郡板柳町いたや町3丁目96番地 青山アパート51号室、前住所青森県北津軽郡 板柳町大字柏木字片田野241番地3、(前々住所)千葉市稻毛区宮野木町1498 破産者 高谷 敏光 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和6年(フ)第161号	青森県黒石市青山127番地9、旧住所青森県 青森市大字小橋字田川26番地27 破産者 笹谷 公正 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第365号	盛岡市月が丘2丁目6番23号 パレホワイト 103号 破産者 熊谷 節子 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第4号	秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬44番地、前住所秋田県山本郡三種町外岡字中嶋135番地99 破産者 若狭 寿里(旧姓笹村) 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第3号	福島県南相馬市原町区国見町3丁目5番地の 142 国見町団地1号棟306号室 破産者 小野田里美(旧姓松谷) 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部

令和6年(フ)第228号	茨城県古河市女沼284番地14 セキビル205号 破産者 黒川 幹也 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第229号	茨城県古河市女沼284番地14 セキビル205号 破産者 黒川 莉奈 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第679号	栃木県鹿沼市緑町1丁目8番15号 メゾン・ ド・アベイユ103号室 破産者 高橋 重樹 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第752号	栃木県宇都宮市滝の原3丁目1番9号 プラ チナパレス宇都宮202号室 破産者 崎田 和男 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第757号	栃木県宇都宮市越戸3丁目2番3号 ストー クハイツ101 破産者 YUKA UMEDAこと 岸本 友 香(旧姓梅田) 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第788号	栃木県鹿沼市下南摩町51番地3 破産者 川田 有香 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第920号	川崎市麻生区細山5丁目14番5-3号 破産者 山口 夏実 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第928号	川崎市中原区木月3丁目41番12号 ハイツハ ピネス A棟202 破産者 後藤由紀子 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第932号	川崎市多摩区長沢1丁目24番5号 カーサヒ ロ I 101 破産者 佐藤 悠 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第951号	川崎市多摩区西生田5丁目2番8号 ヒルハ イツベル I 105 破産者 松浦 歩 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第23号	川崎市川崎区塩浜2丁目24番26号 塩浜第一 荘 破産者 赤羽根法保 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第620号	神奈川県小田原市中村原33番地の5 破産者 松本 弘 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第693号	神奈川県厚木市妻田東1丁目21番1-504号 破産者 姫野 美樹 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第437号
新潟市北区木崎2878番地9 サンパティーク
101号
破産者 廣瀬 貴史
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第175号
新潟県長岡市土合5丁目6番6号 土合団地
県営住宅1号棟143号室
破産者 菅沼 健志
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第192号
新潟県十日町市新座甲433番地5
破産者 金澤 美和
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第1号
新潟県長岡市松葉1丁目14番16号 松葉市営
住宅212号室
破産者 長谷川和子
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第158号
富山県射水市殿村196番地
破産者 江川 謙一
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第102号
岐阜県加茂郡川辺町中川辺1178番地2
破産者 小林 淑恵
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第104号
岐阜県可児市徳野南1丁目38番地2
破産者 有賀 龍矢
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第10号
静岡県島田市大柳556番地の1 サンライト
スペースB棟101号室
破産者 加藤 花保(旧姓宇佐美)
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第17号
静岡市駿河区東新田4丁目1番2-606号
破産者 飯島 勝恵
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第21号
静岡市清水区折戸3丁目19番40号 清水松風
荘、旧住所静岡市清水区三保松原町9番地の
19
破産者 柴田 弘美
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第442号
静岡県沼津市東椎路1718番地の11 コーポた
かとうA202号
破産者 高根 政美
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第11号
静岡県御殿場市西田中21番地 リビニュース
ミスB210
破産者 中村 良広
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第26号
静岡県下田市立野58番地の2
破産者 鈴木 翔
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和7年(フ)第3号
愛知県一宮市浅野字内浦54番地1 コーポラ
ス浅野2-2号
破産者 木村 麻美
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第5号
愛知県一宮市古金町1丁目31番地2
破産者 木曾原葉子
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第7号
愛知県稻沢市祖父江町本甲宮東30番地1 サ
ニーサイドハイツB202
破産者 成田 賢矢
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第289号
三重県四日市市小古曾東1丁目3番48号
ウイステリアA-102
破産者 打田麻衣子
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第55号
京都府亀岡市大井町並河2丁目19番14号 西
台ハイツⅢ221号
破産者 畑 和生
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年(フ)第58号
京都府亀岡市大井町並河坂井54番地8
破産者 岸本 知佳
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年(フ)第60号
京都府南丹市園部町木崎町川端3番地
破産者 中村 哲也
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第4号
京都府舞鶴市愛宕中町10番地2-Ⅱ棟201号
破産者 田邊魅穂乃
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和6年(フ)第223号
兵庫県明石市大久保町高丘5丁目3番地の2
49棟403号、前住所神戸市中央区熊内町5丁
目12番6号 108
破産者 稲崎由香里(旧姓武本)
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第278号
大阪市浪速区芦原2丁目1番13号 クレイノ
オーシャンパル 102号、開始決定時の住所
神戸市西区天が岡679番地の65 102号
破産者 粟田 賢一
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第279号
兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地の2
公園住宅30棟408号
破産者 伊東 英高
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第311号
兵庫県明石市大久保町森田48番地の9
破産者 峯松未有希
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第4号
神戸市西区中野1丁目14番地の1 タウンハ
ウス出合E-1号
破産者 関 育毅
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月16日 秋田県教育委員会

1 失効の対象となった者の氏名及び本籍地

大嶋 靖 秋田県

2 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

(1) 中学校教諭一種免許状（国語）

平4中一第111号、平成5年3月15日

秋田県教育委員会

(2) 中学校教諭一種免許状（技術）

平4中一第112号、平成5年3月15日

秋田県教育委員会

(3) 高等学校教諭一種免許状（国語）

平4高一第153号、平成5年3月15日

秋田県教育委員会

(4) 高等学校教諭一種免許状（工業）

平4高一第154号、平成5年3月15日

秋田県教育委員会

3 失効年月日 令和7年3月28日

4 失効事由 教育職員免許法第10条第1項（同法施行規則第74条の2第8号口、ハ、ニ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月16日 長野県教育委員会

1 失効した免許状

(1) 本籍地、氏名 長野県、川上雄太郎

(2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者

ア 小学校教諭一種免許状、平29小一第110号、平成30年3月31日、長野県教育委員会、イ 中学校教諭一種免許状（数学）、平29中一第215号、平成30年3月31日、長野県教育委員会、ウ 高等学校教諭一種免許状（数学）、平29高一第285号、平成30年3月31日、長野県教育委員会

(3) 失効年月日 令和7年3月26日

(4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当

2 失効した免許状

(1) 本籍地、氏名 長野県、神津 純
(2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者

ア 中学校教諭一種免許状（国語）、昭58中一第5234号、昭和58年3月31日、東京都教育委員会、イ 高等学校教諭一種免許状（国語）、昭58高一第5237号、昭和58年3月31日、東京都教育委員会

(3) 失効年月日 令和7年3月26日

(4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当

3 失効した免許状

(1) 本籍地、氏名 和歌山県、正木 喜啓
(2) 免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者

ア 中学校教諭一種免許状（理科）、平20中一第460号、平成21年3月31日、長野県教育委員会、イ 高等学校教諭一種免許状（理科）、平20高一第484号、平成21年3月31日、長野県教育委員会

(3) 失効年月日 令和7年3月26日

(4) 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第3号該当

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月16日 菊池市長 江頭 実

1 当該建築物の所在地

熊本県菊池市隈府219番地5

2 当該建築物の家屋番号等

家屋番号 219番5の2

種 類 共同住宅

構 造 木造セメント瓦葺平家建
延床面積 128.99m²

3 所有者等に命じる必要な措置の内容

建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。

4 措置の期限

令和7年5月16日

5 菊池市長による措置

所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、3の措置を行う。

6 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産を撤去し処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知するにとどむ。

7 問い合わせ先

菊池市役所都市整備課

電話0968-25-7242 FAX 0968-25-5398

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年1月11日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月16日

北海道浦幌市西久參南三丁目一番地

有限会社丸誠市川工務店

清算人 市川 朝也

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月16日

札幌市中央区大通西1十五丁目一番二号

株式会社日レワード

代表清算人 山川 忠一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月16日

仙台市宮城野区原町四丁目八番一五〇五号

有限会社伊藤築設

令和7年4月16日

札幌市北区あいの里四条九丁目一番一號

合同会社大心

清算人 山崎 泰博

解散公告

当法人は、令和7年1月11日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月16日

北海道赤平市東文京町三丁目四番地111

特定非営利活動法人ウッドネット北海道

清算人 森 武雄

解散公告

当社は、令和7年3月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月16日

岩手県下閉伊郡山田町大沢第一二地割五九番地四三

有限会社ホーテル峰

清算人 長洞登美子

解散公告

当社は、令和7年3月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月16日

岩手県盛岡市上堂一丁目一一番一五号

有限会社はんはうすエーワン

清算人 富屋 晋一

解散公告

当社は、令和6年7月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月16日

仙台市宮城野区原町四丁目八番一五〇五号

有限会社伊藤築設

清算人 伊藤 繁

解散公告

当法人は、令和七年三月十一日開催の社員総会の決議により、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福島県いわき市平赤井比良三丁目四一番地

特定非営利活動法人交流ステーションみのり

清算人 白川くみ子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

群馬県藤岡市下戸塚大門四七三番地二

中山電設株式会社

代表清算人 田村 隆

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

埼玉県草加市手代三丁目九番一―五〇一号

有限会社ソフトウェアネット

清算人 小山内 幸三

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

千葉県成田市西三里塚一一七〇

代表清算人 高野 淳

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

千葉県匝瑳市野手一七一四六番地の一七七

有限会社大久保工業

清算人 大久保俊忠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区平河町一丁目五番一五号

VORT平河町二〇一

Selective Trademark Union Japan合同会社

清算人 溝谷 憲司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都江戸川区東葛西五丁目五四番一四号

有限会社竹和商会

清算人 植竹 正一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区平河町二丁目四番一号

OPI・15株式会社

代表清算人 三宅 誠一

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意による解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五―七

○九号

代表清算人 栗本 肇

解散公告

当法人は、令和七年一月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区平河町一丁目五番一五号

株式会社青山

代表清算人 遠間 京子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都江戸川区東葛西五丁目五四番一四号

有限会社竹和商会

清算人 植竹 正一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

OPI・15株式会社

代表清算人 栗本 肇

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号

株式会社明窓社

代表清算人 小堤 治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都杉並区松庵三丁目一〇番二号西荻サ

二一マンション二〇一号

株式会社クリエイティブマネジメント研

究所 代表清算人 北原 文司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都杉並区久我山五丁目一七番六号

有限会社ユーテール

清算人 江草 忠敬

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五七

株式会社銀河

代表清算人 粟本 肇

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号

株式会社明窓社

代表清算人 小堤 治

解散公告

当法人は、令和七年三月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号二F
一般社団法人みんなでマルシェCSR
代表清算人 寺崎 範男

解散公告

当社は、令和七年四月十五日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二三号ヒューリック神谷町ビル
代表清算人 横井 ゆき

解散公告

当法人は、臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都板橋区大山町一五番地一号
一般社団法人日本経済教育センター
代表清算人 鈴木 孝治

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一一番一八号
T e s h i g o t o 合同会社
清算人 株式会社 T o m o a s u
職務執行者 大平 達也

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一一番一八号
株式会社 T o m o a s u
代表清算人 大平 達也

令和七年四月十六日

東京都港区六本木七丁目二番二一七〇一号
株式会社インタナショナル・アイ
代表清算人 山崎 寛子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
一般社団法人小郡口ジ
代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都墨田区立川二丁目六番五ー六〇五号
特定非営利活動法人B I O - I T 研究開発機構
清算人 菊池 真理

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都文京区小石川一丁目一四番三一八〇一号
ホワイト企画株式会社
代表清算人 伊勢 節子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都文京区西新宿三丁目二〇番二号
株式会社メディコ
代表清算人 毛利 理紗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都大田区中央七丁目一五番二三号
株式会社サントレイングジャパン
代表清算人 木島 美香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一一番一八号
株式会社 T o m o a s u
代表清算人 大平 達也

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都文京区大塚二丁目九番三号住友不動産音羽ビル二階
ファセオントクノロジー・ジャパン株式会社
代表清算人 ヨー・ブーン・ティー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都北区東十条二丁目一〇番一四号
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい北区たすけあいワーカーズひよこ
清算人 五十嵐泰子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都北区洗足二丁目一六番一九号
合同会社シヤロンテック草加
清算人 福山 博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号
合同会社シヤロンテック草加
清算人 福山 博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号
合同会社シヤロンテック草加
清算人 福山 博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
合同会社 m i c c e
代表清算人 湯座丞太郎

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号
合同会社シヤロンテック八千代台
清算人 福山 博之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告 第一回

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可により令和七年三月三十一日付けで解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

解散公署

当社は令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

会の決議並ては東京都知事の訓令に依り合規で全
二月二十五日解散したので、当法人に債権を有する
方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申
し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清
算から除斥します。

お申する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除しします。令和七年四月十六日
福岡県宮若市金生五八二番地
下金生生産森林組合

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしますので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

より解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

お申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月十六日

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告（第一回）
当組合は、令和七年三月二十一日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当組合は、令和七年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

第21期決算公
6月28日
千代田区丸の内三丁
ビル4階
いちい亭株
代表取締役
貸借対照表の要旨
(3月31日現在) (単位:
百万円)

第四丁目八番二〇号
有限公司 工業
國武 亮司
清算人

代表清算人 高橋 勤司

組合法人阿尾營農組合
清算人 伊藤 滋

第21期決算公告					
令和5年6月28日 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階					
いちい亭株式会社 代表取締役 田畠 貴弘					
貸借対照表の要旨 (令和5年3月31日現在) (単位:千円)					
科	目	金額			
資の 産部	流動資産 固定資産 合	25,329 2,442 27,771			
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純利益)	11,220 0 16,551 8,551 8,551 (4,248)			
	合	27,771			

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告
宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告
します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名稱を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年4月16日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①積水ハウスシャーメゾンPM東京株式会社 ②国土交通大臣132250 ③代表取締役 佐々木邦裕
④東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 廃止した從たる事務所 本店営業所 東京都渋谷区代々木2
丁目1番1号新宿マイinzタワー3階 武蔵野営業所 東京都武蔵野市中町1丁目11番4号 東京營業部 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マイinzタワー3階 東京法人営業所 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マイinzタワー3階 事業開発部 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マイinzタワー3階 東京南営業所 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号新宿マイinzタワー3階 神奈川営業部 神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号横浜東口ウイスポートビル18階 川崎営業所 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2 横浜営業所 神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号横浜東口ウイスポートビル18階 常葉営業所 千葉県柏市中央町1-1柏セントラルプラザ5階 京葉営業所 千葉県船橋市本町1丁目3番1 埼玉南営業所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番1号 埼玉営業所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地16 埼玉西営業所 埼玉県川越市脇田本町15番地13 埼玉営業所 宇都宮オフィス 桜木県宇都宮市元今泉2丁目22番14号 兩毛賃貸営業所 桜木県足利市南町454番地2二ユーミヤコホテル1階 北関東営業所 群馬県高崎市旭町34番地5旭町ビル4階 東関東営業部 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1ワールドビジネスガーデン・マリブウエスト34階 埼玉東営業所 埼玉県越谷市南越谷1-16-7 横浜北営業所 神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号横浜東口ウイスポートビル18階 埼玉・北関東営業部 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番1号 札幌営業所 北海道札幌市北区北七条西1丁目1番2号SE札幌ビル10階 ⑤1億1000万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 積水ハウスシャーメゾンPM東京株式会社 代表取締役 佐々木邦裕

①島田不動産興業 ②東京都知事(1)107402 ③富岡有記 ④東京都千代田区内神田1-18-11 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都豊島区池袋本町4-46-11-1225 富岡有記

①城東商事不動産 ②東京都知事(2)第97395号 ③代表者 宇田川精一郎 ④東京都葛飾区金町一丁目21番19号 ⑤60万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都葛飾区金町一丁目21番19号 城東商事不動産 代表者 宇田川精一郎

①有限会社プラスワン ②神奈川県知事(3)第27953号 ③代表取締役 中島隆裕 ④神奈川県横浜市金沢区東朝比奈一丁目30番13号 ⑤1000万円 ⑥神奈川県知事 ⑦神奈川県横浜市金沢区東朝比奈一丁目30番13号 有限会社プラスワン 代表取締役 中島隆裕

第12期決算公告		令和7年4月16日
Calzedonia Japan株式会社		東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番12号
代表取締役 マッテオ・ヴェロネージ		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,431,071
	固定資産	1,307,629
	資産合計	3,738,700
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	763,919
	固定負債	2,198,494
	資本	16,844
	資本	776,287
	資本	90,000
	資本	830,000
	資本	830,000
	資本	△143,713
	資本	△143,713
	資本	(58,680)
	負債・純資産合計	3,738,700

第15期決算公告		2025年4月16日
株式会社地圖総合コンサルタント		東京都荒川区西日暮里2-26-2
代表取締役 佐渡耕一郎		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,202,855
	固定資産	193,984
	資産合計	1,396,839
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	716,134
	固定負債	50,018
	資本	630,686
	資本	100,000
	資本	530,686
	資本	600
	資本	530,086
	資本	(17,255)
	合計	1,396,839

第2期決算公告		令和7年4月16日
ケネディクス・グリーンエナジー株式会社		東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
代表取締役 山口 豊		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	867,353
	固定資産	50,816
	資産合計	918,170
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	353,083
	固定資本	200,000
	資本	365,086
	資本	100,000
	資本	100,000
	資本	100,000
	資本	165,086
	資本	165,086
	資本	(160,434)
	合計	918,170

第29期決算公告		令和7年3月24日
株式会社PMC		東京都港区浜松町一丁目10番14号
代表取締役社長 近藤 文夫		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	199,295
	固定資産	355,493
	資産合計	554,788
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	23,948
	固定負債	5,238
	資本	525,602
	資本	30,000
	資本	495,602
	資本	7,500
	資本	488,102
	資本	(9,202)
	合計	554,788

第8期決算公告		令和7年3月19日
TRAホールディングス株式会社		東京都港区芝浦2-12-10
代表取締役 降幡 明		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	27,837
	固定資産	4,353,206
	資産合計	4,381,043
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	1,033,099
	固定資本	3,347,944
	資本	100,000
	資本	3,243,251
	資本	100,000
	資本	3,143,251
	資本	4,692
	資本	4,692
	資本	(2,587)
	合計	4,381,043

第25期決算公告		令和7年4月16日
D T C C ジャパン株式会社		東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
代表取締役 竜石堂征司		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	900
	固定資産	210
	資産合計	1,110
負純 資産 及 び部	負債 及 び部	
	流動負債	124
	固定資本	63
	資本	923
	資本	10
	資本	913
	資本	913
	資本	(32)
	合計	1,110
	負債・純資産合計	1,110

第53期決算公告

令和7年3月27日
東京都豊島区駒込三丁目3番20号
タウンサービス株式会社
代表取締役社長 若佐 照夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,723,307
	固定資産	576,770
	合計	4,300,077
負純 資 産 及 の び部	流动負債	2,591,718
	固定負債	535,604
	資本	1,140,360
資の 産部	資本	10,000
	資本	525,203
	資本	515,203
負純 資 産 及 の び部	利益	2,500
	利益	512,703
	利益	(99,957)
合計		963,245

第18期決算公告 令和7年3月27日

東京都豊島区駒込三丁目3番20号
プラスカーゴサービス株式会社
代表取締役社長 若佐 照夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,723,307
	固定資産	576,770
	合計	4,300,077
負純 資 産 及 の び部	流动负债	2,591,718
	固定负债	535,604
	资本	1,140,360
資の 産部	资本	10,000
	资本	525,203
	资本	515,203
負純 資 産 及 の び部	利益	2,500
	利益	512,703
	利益	(99,957)
合計		963,245

第16期決算公告 令和7年3月24日

東京都港区港南一丁目2番70号

トライウォールジャパン株式会社

代表取締役 宮崎 英二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,212,311
	固定資産	1,732,874
	合計	3,945,185
負純 資 産 及 の び部	流动负债	2,024,899
	固定负债	116,629
	资本	1,803,657
資の 産部	资本	310,000
	资本	292,407
	资本	292,407
負純 資 産 及 の び部	利益	1,201,249
	利益	1,201,249
	利益	(132,178)
合計		3,945,185

第39期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区赤坂七丁目8番5号
株式会社インテクスト
代表取締役 坂井 祐二

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	393
	固定資産	10
	合計	404
負純 資 産 及 の び部	流动负债	73
	固定负债	30
	资本	299
資の 産部	资本	60
	资本	26
	资本	26
負純 資 産 及 の び部	利益	213
	利益	213
	利益	(28)
合計		404

第60期決算公告 令和7年3月26日

東京都板橋区小豆沢2-7-6
株式会社理研計器奈良製作所

代表取締役社長 田島 秀二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,267,157
	固定資産	2,336,455
	合計	6,603,613
負純 資 産 及 の び部	流动负债	780,943
	固定负债	(22,400)
	资本	31,862
資の 産部	资本	5,790,807
	资本	50,000
	资本	5,740,807
負純 資 産 及 の び部	利益	12,500
	利益	5,728,307
	利益	(533,487)
合計		6,603,613

第18期決算公告 令和7年3月26日

東京都港区新橋1-9-5
パシフィックリーグ
マーケティング株式会社

代表取締役 新井 仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,825,008
	固定資産	458,692
	合計	4,283,700
負純 資 産 及 の び部	流动负债	2,790,959
	固定负债	1,492,741
	资本	30,000
資の 産部	资本	30,000
	资本	30,000
	资本	1,432,741
負純 資 産 及 の び部	利益	1,432,741
	利益	(228,417)
	利益	合計

第22期決算公告

令和7年3月27日
東京都千代田区大手町1-7-2
ジェンサーームジャパン株式会社
代表取締役 王 成龍

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	180,375
	固定資産	49,654
	合計	230,029
負純 資 産 及 の び部	流动负债	39,751
	固定负债	726
	资本	186,843
資の 産部	资本	10,000
	资本	176,843
	资本	2,500
負純 資 産 及 の び部	利益	174,343
	利益	(22,852)
	利益	2,709
合計		230,029

第11期決算公告 令和7年4月16日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階
Booking.com Consulting Services Japan株式会社

代表取締役 ソチロ・ピント・ゲレイロ・ヌーノ・ミゲル

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	17,000,204
	合計	17,000,204
	資産合計	2,631,300
負純 資 産 及 の び部	流动负债	5,258,145
	固定负债	11,742,059
	资本	1
資の 産部	资本	11,742,058
	资本	11,742,058
	资本	(2,177,494)
合計		17,000,204

第17期決算公告 令和7年4月16日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階
Booking.com Japan株式会社

代表取締役 ローラ・ケイティ・アーサー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	2,535,815
	固定資産	95,485
	資産合計	2,631,300
負純 資 産 及 の び部	流动负债	837,318
	固定负债	1,793,982
	资本	165,000
資の 産部	资本	165,000
	资本	165,000
	资本	1,463,982
負純 資 産 及 の び部	利益	41,250
	利益	1,422,732
	利益	(1,422,418)
合計		2,631,300

第2期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
JMガンマメンサー一般社団法人

代表理事 高橋 法彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	3,487,956
	固定資産	200,000
	資産合計	3,687,956
負純 資 産 及 の び部	流动负债	118,950
	资本	118,950
	负债合計	118,950
資の 産部	资本	5,000,000
	资本	△1,430,994
	利益	(316,402)
負純 資 産 及 の び部	资本	3,569,006
	资本	3,563,261
	负债・純資産合計	3,682,211

第2期決算公告 令和7年4月16日

東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
JMアルファメンサー一般社団法人

代表理事 長尾 誠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	3,582,211
	固定資産	100,000
	資産合計	3,682,211
負純 資 産 及 の び部	流动负债	118,950
	资本	118,950
	负债合計	118,950
資の 産部	资本	5,000,000
	资本	△1,436,739
	利益	(316,063)
負純 資 産 及 の び部	资本	3,563,261
	资本	3,562,211
	负债・純資産合計	3,682,211

第12期決算公告 令和7年4月16日

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
エネルエックス・ジャパン株式会社

代表取締役 宮本 博光

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	9,398
	固定資産	188
	資産合計	9,586
負純 資 産 及 の び部	流动负债	7,734
	固定负债	1,852</

第3期決算公告

令和7年4月16日

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
PWMフィナンシャル・パートナーズ
株式会社代表取締役社長 山本 博之
貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	4,192
	固定資産	
	資産合計	4,192
負純 資産 及の び部	流动負債	2,086
	株主資本金	2,106
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△7,893
	その他利益剰余金	△7,893
	(うち当期純損失)	(7,167)
	負債・純資産合計	4,192

第2期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
J Mヒドラー一般社団法人
代表理事 長尾 誠

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	5,299,467
	固定資産	100,000
	資産合計	5,399,467
負純 資産 及の び部	流动負債	218,300
	負債合計	218,300
	基 利 益 剰 余 金	5,790,000
	利 益 剰 余 金	△608,833
	(うち当期純損失)	(597,233)
	純資産合計	5,181,167
	負債・純資産合計	5,399,467

第2期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
J Mインダス一般社団法人
代表理事 高橋 法彦

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	4,697,436
	固定資産	700,000
	資産合計	5,397,436
負純 資産 及の び部	流动負債	218,300
	負債合計	218,300
	基 利 益 剰 余 金	5,790,000
	利 益 剰 余 金	△610,864
	(うち当期純損失)	(599,264)
	純資産合計	5,179,136
	負債・純資産合計	5,397,436

第39期決算公告

令和7年4月15日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町8番地
戸塚商業ビル管理株式会社

代表取締役 羽生 典弘

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	300,983
	固定資産	212,826
	合計	513,809
負純 資産 及の び部	流动負債	75,868
	固定負債	207,500
	株主資本	230,441
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	190,441
	(うち当期純利益)	(2,221)
	合計	513,809

第7期決算公告

令和7年4月16日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目
7番地18日総第18ビル

T N O J A P A N株式会社

代表取締役 マータイン・スタム

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	28,650
	固定資産	462
	合計	29,112
負純 資産 及の び部	流动負債	10,891
	株主資本	18,221
	資本剰余金	10
	利益剰余金	18,211
	その他利益剰余金	18,211
	(うち当期純利益)	(10,245)
	合計	29,112

第23期決算公告

令和7年4月16日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号
株式会社ツアーウェーブ
代表取締役 江口 篤

貸借対照表の要旨

(令和7年10月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	716,240
	固定資産	139,349
	合計	855,589
負純 資産 及の び部	流动負債	531,650
	固定負債	269,864
	株主資本	54,074
	資本剰余金	80,000
	利益剰余金	△25,925
	(利益準備金)	(800)
	(その他利益剰余金)	(△26,725)
	(うち当期純損失)	(62,039)
	合計	855,589

第145期決算公告

令和7年3月26日
大阪市中央区今橋4丁目1番1号
大阪倉庫株式会社

代表取締役 北井 利一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,334,284
	固定資産	4,517,651
	合計	6,851,934
負純 資産 及の び部	流动負債	426,396
	固定負債	1,025,465
	株主資本	5,400,073
	資本剰余金	240,363
	利益剰余金	1,092
	利益準備金	1,092
	その他利益剰余金	5,158,617
	利益準備金	59,102
	その他利益剰余金	5,099,515
	(うち当期純利益)	(366,959)
	合計	6,851,934

第73期決算公告

令和7年4月16日
京都市伏見区治部町130番地
マツイカグ株式会社

代表取締役 湯川 真次

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	5,266
	固定資産	7,307
	合計	12,574
負純 資産 及の び部	流动負債	3,309
	固定負債	820
	株主資本	7,482
	資本剰余金	465
	利益剰余金	6,564
	利益準備金	116
	その他利益剰余金	6,448
	評価・換算差額等	(276)
	負債・純資産合計	12,574

第43期決算公告

令和7年3月28日
神奈川県平塚市追分2番1号
株式会社プロギア

代表取締役 日比野公良

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,944,301
	固定資産	491,329
	合計	4,435,630
負純 資産 及の び部	流动負債	2,919,177
	固定負債	387,250
	株主資本	1,129,203
	資本剰余金	95,000
	利益準備金	100,000
	利益剰余金	934,203
	その他利益剰余金	14,500
	(うち当期純利益)	(919,703)
	合計	4,435,630

第14期決算公告

令和7年4月16日
香川県高松市上福岡町922番地1
レイグランド株式会社

代表取締役 早川 幸宏

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	184
	固定資産	17
	合計	201
負純 資産 及の び部	流动負債	108
	固定負債	92
	株主資本	1
	資本剰余金	3
	利益剰余金	△2
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△2
	(うち当期純損失)	(3)
	合計	201

第50期決算公告

令和7年4月16日
広島市中区光南三丁目2番28号
西部電工株式会社

代表取締役 作田 國光

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	429,349
	固定資産	246,922
	合計	676,271
負純 資産 及の び部	流动負債	349,191
	固定負債	94,871
	株主資本	232,208
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	212,208
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	210,208
	(うち当期純利益)	(7,947)
	合計	676,271

第18期決算公告

令和7年4月16日
大阪市北区堂島浜二丁目2番28号
セントティーレワン株式会社

代表取締役 柳 敬雄

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	414
	固定資産	17
	合計	432
負純 資産 及の び部	流动負債	118
	固定負債	313
	株主資本	60
	資本剰余金	108
	利益準備金	108
	利益剰余金	145
	その他利益剰余金	145
	(うち当期純利益)	(23)
	合計	432

第6期決算公告 令和7年4月16日
福岡市中央区地行浜二丁目2番2号
AcroBats株式会社
代表取締役社長 江尻慎太郎
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	45,749 924
	資産合計	46,673
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (うち賞与引当金) 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	31,191 (765) 15,482 10,000 10,000 10,000 △4,517 △4,517 (4,517)
	負債・純資産合計	46,673

第13期決算公告 令和7年4月16日
香川県高松市浜ノ町267番地1
ガーネット株式会社
代表取締役 早川 大地
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	12 2
	合計	14
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	14 1 △1 1 0 △2 △2 (2)
	合計	14

第17期決算公告 令和7年4月16日
香川県高松市太田上町359番地15
ハピネスシェフ株式会社
代表取締役 早川 幸宏
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	113 2
	合計	115
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	71 71 △27 3 △30 △30 (10)
	合計	115

第3期決算公告 令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
JMカノーブス一般社団法人
代表理事 長尾 誠
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	2,576,392 100,000
	資産合計	2,676,392
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	118,950 118,950
	基 利 益 剩 余 金 (うち当期純損失)	3,740,000 △1,182,558 (468,750)
	純資産合計	2,557,442
	負債・純資産合計	2,676,392

第3期決算公告 令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
JMアヴィオール一般社団法人
代表理事 高橋 法彦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	2,648,894 200,000
	資産合計	2,848,894
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	118,950 118,950
	基 利 益 剩 余 金 (うち当期純損失)	3,840,000 △1,110,056 (460,558)
	純資産合計	2,729,944
	負債・純資産合計	2,848,894

第1期決算公告 令和7年4月16日
沖縄県宮古島市伊良部字伊良部721番地1
株式会社ソラニワ
代表取締役 田中 伸弥
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	27,412,589 97,480,890
	資産合計	5,770,926
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	129,889,210 775,195
	基 利 益 剩 余 金 (うち当期純損失)	1,000,000 △224,805 △224,805 (224,805)
	純資産合計	130,664,405
	負債・純資産合計	130,664,405

第7期決算公告 令和7年4月16日
埼玉県熊谷市久保島634番地
日本オイルポンプ株式会社
代表取締役 阿部 治
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	4,220 9,951
	資産合計	14,172
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,873 8,693 3,605 99 5,802 2,901 2,901 △2,296 △2,296 (366)
	合計	14,172

第47期決算公告 令和7年4月16日
岩手県盛岡市大通三丁目3番18号
株式会社ホテル東日本
代表取締役 代田 量一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	284,385 22,723
	資産合計	307,108
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	317,121 4,492 △14,504 2,400 159,144 600 158,544 △176,049 △176,049 (17,504)
	負債・純資産合計	307,108

第4期決算公告 令和7年4月16日
東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
NSY一般社団法人
代表理事 長尾 誠
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産 固定資産	979,944 100,100
	資産合計	1,080,044
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	232,700 232,700
	社員資本 基 利 益 剩 余 金 (うち当期純損失)	847,344 2,600,000 △1,752,656 △1,752,656 (539,130)
	純資産合計	847,344
	負債・純資産合計	1,080,044

第15期決算公告 令和7年4月16日
東京都千代田区大手町1-5-1
NSFOCUSジャパン株式会社
代表取締役 胡 忠 華
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産 固定資産	27,464,924 27,810
	資産合計	27,492,734
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	238,965,317 285,407,500 △496,880,083 89,600,000 39,400,000 39,400,000 △625,880,083 △625,880,083 (19,495,641)
	負債・純資産合計	27,492,734

第28期決算公告 令和7年3月28日
東京都江東区東陽三丁目23番22号
神東アクサルタ
コーティングシステムズ株式会社
代表取締役 久山 徹
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,480 735
	資産合計	2,215
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 評価・換算差額等 負債・純資産合計	933 26 1,236 450 786 58 728 (147) 19 2,215

第67期決算公告 令和7年3月25日
東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号
日本林業肥料株式会社
代表取締役 梶塚 大志
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	632,099 16,754
	資産合計	648,853
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 自己株式 負債・純資産合計	458,720 1,058 189,075 12,000 209,475 3,000 206,475 (6,464) △32,400 648,853

第48期決算公告

令和7年4月16日 千葉市中央区中央港二丁目4番6号

中央港荷役株式会社

代表取締役 小川 勝彦

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	664,913	流動負債	267,659
固定資産	678,381	(賞与引当金)	(34,144)
		固定負債	233,241
		(退職給与引当金)	(11,000)
		株主資本	842,394
		資本金	60,000
		資本剰余金	23,182
		資本準備金	23,182
		利益剰余金	759,211
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	744,211
		(うち当期純利益)	(71,834)
資産合計	1,343,295	負債・純資産合計	1,343,295

第22期決算公告

令和7年3月31日

福島県二本松市住吉5番地の1

マレリ福島株式会社

代表取締役 伊奈 清

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,669	流動負債	2,299
固定資産	2,810	(退職給付引当金)	(34)
		(製品保証引当金)	(26)
		株主資本	5,118
		資本金	90
		資本剰余金	2,846
		その他資本剰余金	2,846
		利益剰余金	2,181
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	2,151
		(うち当期純利益)	(441)
資産合計	7,479	負債・純資産合計	7,479

第5期決算公告

令和7年4月16日 東京都品川区西五反田二丁目12番19号
五反田Nビル8階

Phoenix Technologies株式会社

代表取締役 モリナロ・ビト

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	139,184	流動負債	29,739
固定資産	11,533	固定負債	124,500
有形固定資産	0	退職給付引当金	121,595
無形固定資産	2,799	リース負債	2,905
投資その他の資産	8,735	負債合計	154,240
		株主資本	△3,522
		資本金	100
		利益剰余金	△3,622
		その他利益剰余金	△3,622
		(うち当期純利益)	(4,002)
		純資産合計	△3,522
資産合計	150,718	負債・純資産合計	150,718

第8期決算公告

令和7年4月16日 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー14階
トレードウェブ・ジャパン株式会社

代表取締役 武守 美幸

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,116,544	流動負債	1,377,713
固定資産	684,992	(賞与引当金)	(104,946)
		固定負債	38,152
		負債合計	1,415,865
		株主資本	1,385,671
		資本金	300,000
		資本剰余金	299,900
		資本準備金	299,900
		利益剰余金	785,771
		その他利益剰余金	785,771
		(うち当期純利益)	(73,916)
		純資産合計	1,385,671
資産合計	2,801,537	負債・純資産合計	2,801,537

第8期決算公告

令和7年4月16日 京都市中京区山崎町235
Baseconnect株式会社
代表取締役 國重 侑輝

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,907,082	流動負債	238,762
固定資産	8,887	固定負債	894,195
		株主資本	783,012
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,357,015
		資本準備金	1,380,810
		その他資本剰余金	976,205
		利益剰余金	△1,624,003
		その他利益剰余金	△1,624,003
		(うち当期純損失)	(251,410)
資産合計	1,915,969	負債・純資産合計	1,915,969

第8期決算公告

2025年4月16日 横浜市港北区新横浜二丁目7番地17KAKIYAビル4F
ディー・クルー・テクノロジーズ株式会社
代表取締役 石川 明彦

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	260,917	流動負債	913,908
固定資産	16,882	(賞与引当金)	22,581
		その他の負債	891,327
		退職給付引当金	26,668
		株主資本	△662,777
		資本金	70,000
		利益剰余金	△732,777
		その他利益剰余金	△732,777
		(うち当期純損失)	(145,245)
資産合計	277,799	負債・純資産合計	277,799

第4期決算公告

令和7年4月16日 高松市観光通二丁目2番15号

四国三菱ふそう販売株式会社

代表取締役 小松 孝二

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,790,119	流動負債	3,395,128
固定資産	4,118,811	(賞与引当金)	(101,000)
繰延資産	1,500	固定負債	5,531,868
		株主資本	1,983,433
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,705,664
		その他資本剰余金	1,705,664
		利益剰余金	177,769
		その他利益剰余金	177,769
		(うち当期純利益)	(126,339)
資産合計	10,910,430	負債・純資産合計	10,910,430

第49期決算公告

令和7年4月16日 広島市中区土橋町1番13号
ホシザキ中国株式会社

代表取締役 金子 秀夫

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,827,559	流動負債	4,657,495
固定資産	1,696,314	(賞与引当金)	166,600
		固定負債	1,185,945
		退職給付引当金	1,169,717
		役員退職慰労引当金	4,344
		株主資本	5,680,433
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,580,433
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,555,433
		(うち当期純利益)	(694,618)
資産合計	11,523,873	負債・純資産合計	11,523,873

第57期 決算公告

令和7年4月16日 東京都港区芝浦三丁目4番1号
株式会社ヴァンティップ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,347,876	流動負債	11,853,674
固定資産	6,759,759	売上債引当金	33,184
		固定負債	369,520
		役員退職慰労引当金	23,400
		退職給付引当金	165,914
株主資本	10,884,440	資本	90,000
資本剰余金	33,455,860	資本準備金	2,025,000
その他資本剰余金	31,430,860	利益剰余金	△22,661,420
利益剰余金	△22,661,420	利益準備金	982,500
その他利益剰余金	△23,643,919	(うち当期純損失)	(407,059)
資産合計	23,107,636	負債・純資産合計	23,107,636

第18期 決算公告

令和7年4月16日 東京都千代田区紀尾井町3番12号
株式会社センター・ポイント・ディベロップメント

代表取締役 上田 伸孝

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,517,499	流動負債	1,233,125
固定資産	1,561,550	賞与引当金	66,047
		固定負債	167,835
		賞与引当金	55,437
		負債合計	1,400,961
株主資本		株主資本	2,678,088
資本剰余金		資本剰余金	280,000
資本準備金		資本準備金	250,000
その他資本剰余金		利益剰余金	2,148,088
利益剰余金		その他利益剰余金	2,148,088
利益準備金		(うち当期純利益)	(1,014,350)
その他利益剰余金		純資産合計	2,678,088
(うち当期純損失)		負債・純資産合計	4,079,050
資産合計	4,079,050		

第4期 決算公告

令和7年4月16日 東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー9階
ペガサス・テック・ホールディングス株式会社
代表取締役 エムディー・アニス・ウツザマン

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	65,147	流動負債	140,696
固定資産	66,687	株主資本	△8,860
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	△8,870
		その他利益剰余金	△8,870
合計	131,835	合計	131,835

第31期 決算公告

令和7年3月6日 東京都港区愛宕二丁目5番1号
ガートナージャパン株式会社
代表取締役 アラン・ミラー

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,026	流動負債	15,145
固定資産	2,356	(賞与引当金)	(757)
		(有給休暇引当金)	(219)
		固定負債	2,040
		(退職給付引当金)	(1,293)
		負債合計	17,186
株主資本		株主資本	7,197
資本剰余金		資本剰余金	20
資本準備金		利益剰余金	7,177
利益剰余金		利益準備金	5
その他利益剰余金		その他利益剰余金	7,172
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(2,866)
資産合計	24,383	純資産合計	7,197
		負債・純資産合計	24,383

第5期 決算公告

2025年4月16日 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー

Shareworks Japan株式会社

代表取締役 ダレン・スペンサー

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	122,651	流動負債	51,906
固定資産	337	固定負債	3
		負債合計	51,909
株主資本		株主資本	71,078
資本剰余金		資本剰余金	1,000
利益剰余金		利益剰余金	70,078
その他利益剰余金		その他利益剰余金	70,078
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(14,403)
純資産合計	71,078		
資産合計	122,988	負債・純資産合計	122,988

第20期 決算公告

2025年4月16日 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー
ジパンニング住宅ローン株式会社
代表取締役 ケン・マーナー

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	62,662	流動負債	290
固定資産	257	負債合計	290
		株主資本	62,630
		資本剰余金	9,990
		資本準備金	2,497
		利益剰余金	50,143
		その他利益剰余金	50,143
		(うち当期純損失)	(1,091)
		純資産合計	62,630
資産合計	62,920	負債・純資産合計	62,920

決算公告

令和7年4月16日 大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日新聞ビル2階
株式会社Stars

代表取締役 水谷 治郎

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	393,179	流動負債	126,612
固定資産	95,041	(うち賞与引当金)	(4,300)
		固定負債	278,887
株主資本		株主資本	82,721
資本剰余金		資本剰余金	22,792
資本準備金		資本準備金	13,792
利益剰余金		その他資本剰余金	12,792
その他利益剰余金		1,000	1,000
(うち当期純利益)		46,136	46,136
資産合計	488,221	負債・純資産合計	488,221

第23期 決算公告

2025年4月16日 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル21階

TM株式会社

代表取締役 石田 泉

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,032	流動負債	160
固定資産	224	固定負債	8,411
		負債合計	8,572
株主資本		株主資本	684
資本剰余金		資本剰余金	0
資本準備金		資本準備金	499
利益剰余金		利益剰余金	184
その他利益剰余金		その他利益剰余金	6
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	177
資産合計	9,256	純資産合計	684
		負債・純資産合計	9,256

第12期決算公告 令和7年4月16日
東京都品川区大崎一丁目11番2号
日本Rimini Street株式会社
代表取締役 セス・ラヴィン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	9,281
流 動 資 産	210
固 定 資 産	
合 計	9,492
負純 債 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	8,814
固 定 負 債	17
資 本 金	586
利 益 剰 余 金	30
その他の利益剰余金	556
(うち当期純利益)	556
評価・換算差額等	(112)
その他有価証券評価差額金	73
合 計	9,492

第66期決算公告

令和7年4月16日

東京都中央区京橋一丁目7番2号

株式会社永坂産業

取締役社長 石橋 寛

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流 動 資 産	13,204	流 動 負 債	862
固 定 資 産	131,696	固 定 負 債	22,941
有形 固定 資 産	43,738	株 主 本 金	76,421
投資 その他の資産	87,958	利 益 剰 余 金	1,000
		(利益準備金)	75,421
		(その他利益剰余金)	(250)
		評価・換算差額等	(75,171)
		その他有価証券評価差額金	44,675
		合 計	44,675
資 産 合 計	144,901	負債・純資産合計	144,901

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
営 業 収 益	5,710
営 業 費 用	3,623
営 業 利 益	2,087
営 業 外 損 益	111
経 常 利 益	2,199
特 別 損 益	—
税 引 前 当 期 純 利 益	2,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	405
法 人 税 等 調 整 額	120
当 期 純 利 益	1,673

第3期決算公告 令和7年4月16日
東京都千代田区紀尾井町3番12号
CPD投資顧問株式会社
代表取締役 猪瀬 啓介
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	36,584
流 動 資 産	1,954
固 定 資 産	
合 計	38,539
負純 債 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	5,124
負 債 合 計	5,124
資 本 金	33,415
資 本 剰 余 金	75,000
資 本 準 備 金	75,000
利 益 剰 余 金	75,000
その他の利益剰余金	△116,584
(うち当期純損失)	△116,584
純 資 産 合 計	(50,563)
純 資 産 合 計	33,415
負債・純資産合計	38,539

第26期決算公告
2025年4月16日 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
PWM日本証券株式会社
代表取締役社長 丸橋 昌平
貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	6,064,953	流 動 負 債	4,337,007
固 定 資 産	295,502	固 定 負 債	72,341
有形 固定 資 産	74,666	退職給付引当金	40,801
無形 固定 資 産	110,078	そ の 他	31,539
投資 その他の資産	110,757	合 計	4,409,348
		株 主 本 金	1,947,170
		資 本 金	3,000,000
		利 益 剰 余 金	△1,052,829
		その他利益剰余金	△1,052,829
		評価・換算差額等	3,937
		その他有価証券評価差額金	3,937
資 産 合 計	6,360,456	純 資 産 合 計	1,951,107
		負債・純資産合計	6,360,456

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営 業 収 益	2,973,313
営 業 費 用	226
営 業 利 益	2,633,459
販 売 費 及 び 一 般 管 理	339,627
営 業 外 利 益	8,626
営 業 常 営 利 益	22,450
經 特 利 損 益	325,803
税 引 前 当 期 純 利 益	—
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	325,803
法 人 税 等 調 整 額	97,205
当 期 純 利 益	△3,689
	232,287

第5期決算公告
令和7年4月16日
東京都中央区銀座七丁目13番6号
サガミビル2階

FOOD BOX株式会社
代表取締役 中村 圭佑
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	9,577,162
流 動 資 産	550,130
固 定 資 産	
合 計	10,127,292
負純 債 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	4,408,877
株 主 本 金	5,718,415
資 本 剰 余 金	10,000,000
資 本 準 備 金	△4,281,585
利 益 剰 余 金	△4,281,585
その他の利益剰余金	(3,460,766)
純 資 産 合 計	10,127,292
負債・純資産合計	10,127,292

第41期決算公告
2025年3月26日 大阪府大阪市中央区南本町一丁目8番14号
日中國際フェリー株式会社
代表取締役社長 村上 光一
貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	1,035,095	流 動 負 債	99,596
固 定 資 産	1,239,374	固 定 負 債	40,412
		負 債 合 計	140,008
株 主 本 金		株 主 本 金	2,134,461
資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	1,000,000
資 本 準 備 金		純 資 産 合 計	1,134,461
利 益 剰 余 金		負債・純資産合計	2,134,461
その他の利益剰余金			2,274,470
純 資 産 合 計	2,274,470		

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営 業 収 益	209,534
営 業 費 用	128,481
営 業 利 益	81,053
営 業 外 利 益	20,065
営 業 常 営 利 益	101,118
經 稅 引 前 当 期 純 利 益	101,118
人 稅 等 調 整 額	26,632
法 人 税 等 調 整 額	671
当 期 純 利 益	73,814

第3期決算公告
令和7年3月31日
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
未来創造キャピタル株式会社
代表取締役 松山 敏彦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	33,038
流 動 資 産	2,931
固 定 資 産	
合 計	35,969
負純 債 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	823
株 主 本 金	35,146
資 本 剰 余 金	15,000
資 本 準 備 金	15,000
利 益 剰 余 金	5,146
その他の利益剰余金	5,146
(うち当期純利益)	(1,219)
負債・純資産合計	35,969

第18期決算公告
令和7年4月16日 東京都千代田区神田西福田町3番地
株式会社PKUTECH
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	347
流 動 資 産	121
固 定 資 産	1
合 計	470
負純 債 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	281
株 主 本 金	81
資 本 剰 余 金	106
資 本 準 備 金	97
利 益 剰 余 金	70
その他の資本剰余金	68
利 益 剰 余 金	1
利 益 剰 余 金	△60
その他の利益剰余金	△60
負債・純資産合計	(60)
	470

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を六千九十六万五千三百八十八円減少し七百九十九万八千七百四十五円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内に申し出ください。
この決定の効力発生日は、令和7年5月26日であります。
この決定の終了日は、令和7年3月27日であります。
この決定の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年4月16日
東京都千代田区神田西福田町三番地
株式会社PKUTECH
代表取締役 劉 基秋 H

第44期決算公告

令和7年4月16日 東京都江東区新木場一丁目9番10号

大純木材株式会社

代表取締役 大森 保秀

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	92,693
	固定資産	171,009
	合計	263,702
負純 資産 及の び部	流動負債	16,199
	固定負債	100,670
	資本	146,832
	利益	12,000
	その他利益	134,832
	余金	134,832
	(うち当期純利益)	(5,604)
	合計	263,702

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日

東京都江東区新木場一丁目9番10号

大純木材株式会社
代表取締役 大森 保秀

第36期決算公告

令和7年4月16日 新潟市江南区下早通柳田二丁目2番17号

五十嵐建設工業株式会社

代表取締役 五十嵐 豊

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,139,201
	固定資産	770,259
	合計	3,909,460
負純 資産 及の び部	流動負債	2,680,864
	固定負債	13,304
	資本	1,215,292
	利益	30,000
	その他利益	1,185,292
	余金	7,500
	(うち当期純利益)	(31,459)
	合計	3,909,460

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億三千八百八十二万八千二百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日

新潟市江南区下早通柳田二丁目2番17号

五十嵐建設工業株式会社
代表取締役 五十嵐 豊

第13期決算公告

令和7年4月16日 新潟市東区逢谷内5丁目5番17号

新安金属株式会社

代表取締役社長 久保田夏綺

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	17,222
	固定資産	19,841
	合計	37,063
負純 資産 及の び部	流動負債	28,378
	固定負債	0
	資本	8,685
	利益	30,000
	その他利益	21,315
	余金	21,315
	(うち当期純利益)	(1,505)
	合計	37,063

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万元減少し、九百万元とすることにいたしました。

効力発生日は令和7年五月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日

新潟市東区逢谷内5丁目5番17号

新安金属株式会社
代表取締役社長 久保田夏綺

第10期決算公告 令和7年4月16日

大阪市中央区博労町一丁目8番2号

クチユールデジタル株式会社

代表取締役 森田 修史

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	13,598
	固定資産	53,470
	合計	67,067
負純 資産 及の び部	流動負債	45,074
	固定負債	30,098
	資本	8,105
	資本	148,709
	利益	28,504
	その他利益	28,504
	余金	185,318
	(うち当期純損失)	(17,346)
	合計	67,067

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百七十万九千百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日

大阪市中央区博労町一丁目8番2号

クチユールデジタル株式会社
代表取締役 森田 修史

第19期決算公告 令和7年4月16日

東京都新宿区四谷4丁目3番地
エクシーナ四谷302
株式会社ナビドットコム
代表取締役 南宮 進
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	31,517
	固定資産	299,913
	合計	337
	資産合計	331,767
負純 資産 及の び部	流動負債	35,794
	固定負債	5,060
	資本	290,913
	利益	100,000
	余金	226,470
	その他利益	226,470
	その他余金	(13,064)
	自己株式	△35,557
	負債・純資産合計	331,767

第7期決算公告

令和7年4月16日 東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE CONOMI株式会社
代表取締役 島村 武志

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	21,696
	合計	21,696
負純 資産 及の び部	流動負債	411
	固定資本	21,285
	資本	100,000
	利益	495,000
	余金	495,000
	その他資本	△573,714
	その他利益	△573,714
	その他余金	(1,876)
	合計	21,696

第13期決算公告 令和7年3月31日

東京都中央区新富一丁目6番16号
DCCビル
株式会社ダイモン
代表取締役 中島紳一郎

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	143,380
	合計	44,200
	資産合計	187,581
負純 資産 及の び部	流動負債	28,417
	固定資本	101,364
	資本	57,801
	利益	80,000
	余金	66,000
	その他資本	△88,199
	その他利益	△88,199
	その他余金	(48,852)
	合計	187,581

第4期決算公告 令和7年4月16日

東京都中央区新富一丁目15番3号
新富ミハマビル4階ジバング
RINA Japan株式会社
代表取締役 シモーネ・マンカ

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	74,617
	合計	95
	資産合計	74,712
負純 資産 及の び部	流動負債	10,993
	固定資本	42,688
	資本	21,031
	利益	6,000
	余金	15,031
	その他資本	15,031
	その他利益	(7,387)
	その他余金	△7,387
	合計	74,712

第1期決算公告 令和7年3月28日
東京都渋谷区桜丘町20番4号
株式会社HHGalaxy Japan
代表取締役社長 小山 誠人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	9,199
	資産合計	9,199
負純 資 産 及 の び部	流動負債 その他 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	354 24 8,820 5,000 5,000 5,000 △1,179 △1,179 (1,179)
	負債・純資産合計	9,199

第21期決算公告 令和7年4月16日
大分県佐伯市船頭町15番17号
株式会社工藤商店
代表取締役 工藤 美苗

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	7,034
	固定資産	14,749
	合計	21,784
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	11,836 9,948 20,000 △10,051 △10,051 (581)
	合計	21,784

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和7年五月三十一日であ
り、株主総会の決議は、令和7年三月二十三
日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
り。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第22期決算公告 令和6年6月26日
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
新国際ビル4階
いちい亭株式会社
代表取締役 田畠 貴弘

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	23,860
	固定資産	2,493
	合計	26,353
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	9,382 0 16,971 8,971 8,971 (420)
	合計	26,353

第16期決算公告

令和7年3月27日

札幌市中央区南10条西1丁目1番51号

札幌債権回収株式会社

代表取締役 齋藤 直樹

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科	目	科	目
流動資産	993,309	流動負債	87,810
固定資産	500	固定負債	253,265
投資その他の資産	500	株主資本	652,732
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	152,732
		利益剰余金	152,732
		その他利益剰余金	152,732
		資産合計	993,809
		負債・純資産合計	993,809

損益計算書の要旨
(自令和6年2月1日)
(至令和7年1月31日)
(単位:千円)

科	目	金額
売上高		208,990
売上総利益		208,990
販売費及び一般管理費		166,596
営業利益		42,393
営業外収益		2,383
営業外費用		4,550
経常利益		40,226
税引前当期純利益		40,226
法人税、住民税及び事業税		7,770
当期純利益		32,455

第10期決算公告 令和7年4月16日
東京都品川区西品川一丁目1番1号
株式会社ペガサス・テック・ベンチャーズ・ジャパン

代表取締役 名雲 俊忠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	80,973
	固定資産	158
	合計	81,131
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	42,669 38,461 5,031 33,430 33,430 (9,358)
	合計	81,131

第8期決算公告 令和7年4月16日
東京都港区芝公園三丁目5番10号
スペースワン株式会社
代表取締役 豊田 正和

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	2,464	流動負債	5,297		
固定資産	7,429	(うち賞与引当金)	(8)		
		固定負債	3,994		
		負債合計	9,292		
		株主資本	601		
		資本剰余金	7,972		
		資本準備金	7,972		
		利益剰余金	△15,342		
		その他利益剰余金	△15,342		
		資産合計	9,893		
		負債・純資産合計	9,893		

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科	目	金額
売上高		983
売上原価		1,147
売上総損失		163
販売費及び一般管理費		2,765
営業損失		2,929
営業外費用		36
営業外収益		381
営業常損失		3,274
特損		1
税引前当期純損失		3,275
法人税、住民税及び事業税		5
当期純損失		3,280

第26期決算公告 令和7年4月16日
東京都新宿区市谷台町22-1
株式会社東京ブックランド

代表取締役 楠本 忍

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	158,152
	固定資産	8,611
	合計	166,764
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	76,553 8,033 82,177 10,000 100,000 119,401 9,000 110,401 (14,898) △147,224
	合計	166,764

第13期決算公告 令和7年4月16日
東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
パンパシフィックエネルギー株式会社

代表取締役社長 紺谷 竜介

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	39
固定資産	120,853
	流動負債
	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	資産合計
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科	目	金額
営業収益		12,434
販売費及び一般管理費		89
営業外収益		12,345
営業外利益		58
経常利益		12,403
税引前当期純利益		12,403
法人税、住民税及び事業税		90
当期純利益		12,312

第28期決算公告

令和7年3月25日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル31階キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社
代表取締役 ダニエル・シャイアマン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,053	流 動 負 債	745
固 定 資 産	129	固 定 負 債	173
		負 債 合 計	918
株 主 資 本	264	業 利 益	30
資 本 外 収 益	500	業 外 利 益	3
利 益 剰 余 金	△236	常 常 利 益	32
利 益 準 備 金	125	税 引 前 当 期 純 利 益	32
その他の利益剰余金	△361	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10
		当 期 純 利 益	22
資 産 合 計	1,182	負 債・純 資 産 合 計	1,182

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	971
販売費及び一般管理	941
業 利 益	30
業 外 収 益	3
常 常 利 益	32
税 引 前 当 期 純 利 益	32
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10
当 期 純 利 益	22

第13期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木三丁目2番1号
六本木グランドタワー

パシフィコ・エナジー株式会社

代表取締役 松尾 大樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流 動 資 産	2,851,216
固 定 資 産	2,056,623
合 計	4,907,840
流 動 負 債	1,231,146
固 定 負 債	1,672,268
株 主 資 本	2,004,424
資 本 剰 余 金	100,000
その他の資本剰余金	131,550
利 益 剰 余 金	131,550
その他の利益剰余金	1,772,874
利 益 剰 余 金(うち当期純利益)	1,772,874
合 計	(756,305)
合 計	4,907,840

第17期決算公告

令和7年3月24日

東京都千代田区神田北乗物町1番地1
リボーン債権回収株式会社

代表取締役 松平 敏幸

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,364,020	流 動 負 債	2,862,476
固 定 資 産	56,071	固 定 負 債	2,123,949
		負 債 合 計	4,986,425
株 主 資 本	433,666	業 利 益	466,555
資 本 外 収 益	555,250	業 外 収 益	700
資 本 剰 余 金	55,250	常 常 利 益	300,197
資 本 準 備 金	55,250	税 引 前 当 期 純 利 益	167,058
利 益 剰 余 金	△176,834	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	167,058
その他の利益剰余金	△176,834	当 期 純 利 益	49,887
			△3,549
純 資 産 合 計	433,666		120,720
資 産 合 計	5,420,091	負 債・純 資 産 合 計	5,420,091

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,427,424
売 上 原 価	2,641,190
売 上 総 利 益	786,234
販売費及び一般管理	319,679
業 利 益	466,555
業 外 収 益	700
常 常 利 益	300,197
税 引 前 当 期 純 利 益	167,058
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	167,058
当 期 純 利 益	49,887
	△3,549
	120,720

第10期決算公告

令和7年3月27日
東京都文京区本郷七丁目3番1号
東京大学アントレプレナーフラザ

株式会社PROVIGATE

代表取締役 関水 康伸

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流 動 資 産	653,051
固 定 資 産	38,892
合 計	691,943
流 動 負 債	37,785
株 主 資 本	636,416
資 本 剰 余 金	90,000
資 本 準 備 金	970,128
利 益 剰 余 金	970,128
その他の利益剰余金	△423,712
利 益 剰 余 金(うち当期純損失)	△423,712
新 株 予 約 権	(423,712)
合 計	17,742
合 計	691,943

第64期決算公告

令和7年4月16日

東京都港区愛宕二丁目5番1号
シェブロンジャパン株式会社

代表取締役社長 豊野 輔

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債・純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,349	流 動 負 債	6,913
固 定 資 産	5,505	固 定 負 債	205
有形固定資産	5,276	負 債 合 計	7,118
無形固定資産	3	株 主 資 本	9,737
投資その他の資産	226	資 本 外 収 益	1,058
		利 益 剰 余 金	8,679
		利 益 準 備 金	265
		その他の利益剰余金	8,414
		純 資 産 合 計	9,737
資 産 合 計	16,855	負 債・純 資 産 合 計	16,855

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	28,436
売 上 原 価	21,723
売 上 総 利 益	6,714
販売費及び一般管理	2,634
業 利 益	4,079
業 外 収 益	116
常 常 利 益	74
税 引 前 当 期 純 利 益	4,122
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 利 益	34
	2,877

第18期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木六丁目2番31号
株式会社琉球ホテルリゾート八重山

代表取締役 斎藤 勇一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流 動 資 産	212,745
固 定 資 産	54,900
資 産 合 計	267,646
流 動 負 債	196,176
株 主 資 本	119,867
資 本 剰 余 金	△48,397
資 本 準 備 金	87,500
利 益 剰 余 金	236,319
その他の資本剰余金	236,319
利 益 剰 余 金(うち当期純損失)	△372,217
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△372,217
負 債・純 資 産 合 計	(31,318)
負 債・純 資 産 合 計	267,646

第7期決算公告

令和7年4月16日

東京都港区赤坂二丁目10番5号

デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

E S R 幸浦1特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産 の 部	37,123	流 動 負 債	28,057
固 定 資 産	37,123	固 定 負 債	782
その他の資産の部	5,796	負 債 合 計	28,839
流 動 資 産	5,796	社 員 資 本	14,081
繰 延 資 産	0	特 定 資 本	5
		優 先 資 本	16,164
		剩 余 金	△2,088
		当 期 未 处 理 損 失	2,088
		純 資 産 合 計	14,081
資 産 合 計	42,920	負 債・純 資 産 合 計	42,920

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,571
営 業 費 用	2,375
営 業 利 益	196
業 外 収 益	—
常 常 利 益	197
税 引 前 当 期 純 利 益	197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1
当 期 純 利 益	195
前 期 越 損 失	2,283
当 期 未 处 理 損 失	2,088

第19期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区六本木六丁目2番31号

株式会社ナクアホテル&リゾーツマネジメント

代表取締役 代田 量一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流 動 資 産	591,586
固 定 資 産	42,483
資 産 合 計	634,069
流 動 負 債	473,251
株 主 資 本	540
資 本 剰 余 金	160,278
利 益 剰 余 金	10,000
その他の利益剰余金	152,778
利 益 剰 余 金(うち当期純損失)	152,778
自 己 株 式	(813)
負 債・純 資 産 合 計	634,069

第26期決算公告

令和7年4月16日
東京都昭島市拝島町一丁目8番19号
株式会社藤交通
代表取締役 宮地 隆一

貸借対照表の要旨
(令和6年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 99,861
	固定資産 186,581
合 計	286,442
負純 資産 及の び部	流動負債 20,740
	株主資本 206,129
	資本剰余金 59,572
	12,000
	47,572
	47,572
	(うち当期純利益) (6,237)
合 計	286,442

第7期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区赤坂二丁目10番5号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ESR幸浦2特定目的会社
取締役 滝澤 弘子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
特定資産の部	37,759
固定資産	37,759
その他の資産の部	2,721
流動資産	2,685
固定資産	32
流動負債	4
合 計	40,479
社員資本	9,708
特定資本金	5
優先資本金	13,930
剰余金	△4,226
当期末処理損失	4,226
純資産合計	9,708
負債・純資産合計	40,479

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	100
営業費用	2,090
営業損失	1,990
営業外収益	0
営業外費用	1
営業外損失	1,991
税引前当期純損失	1,991
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,992
前期繰越損失	2,234
当期末処理損失	4,226

第6期決算公告

令和7年4月16日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
マークフォーディング・ジャパン株式会社
代表取締役 シャイ・テレム

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 20,347,898
合 計	20,347,898
負純 資産 及の び部	流動負債 2,435,688
	株主資本 17,912,210
	資本剰余金 1
	17,912,209
	その他利益剰余金 17,912,209
	(うち当期純利益) (5,366,747)
合 計	20,347,898

第8期決算公告

令和7年4月16日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階

Minami Aoyama Development特定目的会社

取締役 マクドナルド・グレゴリー・ジェー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	235,952	流動負債	151,706
		負債合計	151,706
社員資本	84,247	特定資本金	100
優先資本金	789,500	剰余金	△705,353
当期末処理損失	705,353	純資産合計	84,247
資産合計	235,952	負債・純資産合計	235,952

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	14,111,639
営業費用	11,362,513
営業外収益	2,749,124
営業外費用	385
営業外損失	90,554
税引前当期純損失	2,658,955
法人税、住民税及び事業税	2,658,955
当期純損失	290
当期純損失	2,658,665

第29期決算公告

令和7年4月16日
東京都品川区東品川二丁目2番8号
株式会社ホリスター
代表取締役 西村 敬

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 5,275,376
	固定資産 339,488
合 計	5,614,865
負純 資産 及の び部	流動負債 2,454,407
	固定負債 356,065
	退職給付引当金 356,065
	株主資本 2,804,392
	資本剰余金 100,000
	その他利益剰余金 2,704,392
	その他利益剰余金 (2,704,392)
	(うち当期純利益) (175,354)
合 計	5,614,865

第63期決算公告

令和7年3月24日
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1番地
ブリヂストン化成品ジャパン株式会社
代表取締役 西北 行伸

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	45,070	流動負債	30,792
固定資産	2,393	(賞与引当金)	(284)
		固定負債	2,285
		(引当金)	(1,339)
株主資本	14,386	資本剰余金	1,117
資本剰余金	400	その他資本剰余金	1,117
利益剰余金	12,869	利益剰余金	1,117
利益準備金	100	その他利益剰余金	12,769
資産合計	47,464	負債・純資産合計	47,464

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	85,742
営業費用	72,167
営業外費用	13,575
税費及び一般管理費	8,991
営業外収益	4,583
営業外費用	46
営業外損失	13
営業外利得	4,617
税引前当期純利益	6
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	4,623
法人税等調整額	1,436
当期純利益	△3
当期純利益	3,191

第1期決算公告 令和7年4月16日
京都市伏見区桃山町根来12番地4
UDON株式会社
代表取締役 小西 達也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 510,179
	固定資産 28,819,283
	総資産 115
合 計	29,329,579
負純 資産 及の び部	流動負債 325,278
	固定負債 30,130,000
	退職給付引当金 △1,125,699
	株主資本 50
	資本剰余金 50
	資本準備金 50
	利益剰余金 △1,125,799
	その他利益剰余金 △1,125,799
	(うち当期純損失) (1,125,799)
合 計	29,329,579

第22期決算公告

令和7年4月16日
神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号
Tianma Japan株式会社
代表取締役執行役員社長 干 德樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	27,333
固定資産	1,710
総資産	137
流動負債	17,602
賞与引当金	668
固定負債	3,198
退職給付引当金	3,001
株主資本	8,379
資本剰余金	100
資本準備金	5,200
利益剰余金	3,079
その他利益剰余金	3,079
資産合計	29,180
負債・純資産合計	29,180

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	55,481
営業費用	52,698
営業外費用	2,783
税費及び一般管理費	2,073
営業外収益	710
営業外費用	541
営業外損失	74
営業外利得	1,177
税引前当期純利益	7
法人税、住民税及び事業税	1,170
当期純利益	118
法人税等調整額	△57
当期純利益	1,109

第23期決算公告

令和7年4月16日
東京都武藏野市吉祥寺南町一丁目31番2号
株式会社エンディングプラン
代表取締役 平本百合子
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	1,768
流動資産	120
資 産 合計	1,888
負純資産及び部	40,967
流動負債	△39,079
株主資本	15,000
資本利益	△54,079
その他利益	△54,079
(うち当期純損失)	(5,667)
負債・純資産合計	1,888

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年5月30日であり、株主総会の決議は、令和7年4月1日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日
東京都武藏野市吉祥寺南町一丁目31番2号
株式会社エンディングプラン
代表取締役 平本百合子

第3期決算公告

令和7年4月16日
東京都港区白金台三丁目10番10号
Dorchester Collection Japan株式会社
代表取締役 アフマド・ファール
ディーン・モド・アズラ工

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	2,638,118
流動資産	0
資 産 合計	2,638,118
負純資産及び部	72,687,219
流動負債	4,849,575
株主資本	△70,049,101
資本利益	50,000
資本準備金	50,000
資本剰余金	50,000
剰余金	△70,149,101
その他利益	△70,049,101
剰余金	(42,082,036)
負債・純資産合計	2,638,118

決算公告

令和7年4月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
リンクスクエア新宿16階
株式会社Bucketplace Japan
代表取締役 ゾン・セヒヨン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	56,984
流動資産	4,142
資 産 合計	61,127
負純資産及び部	6,595
流動負債	54,531
株主資本	90,000
資本利益	260,000
その他資本剰余金	260,000
剰余金	△295,468
その他利益剰余金	△295,468
(うち当期純損失)	(135,315)
負債・純資産合計	61,127

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し九千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
リンクスクエア新宿16階
株式会社Bucketplace Japan
代表取締役 ゾン・セヒヨン

第84期決算公告

令和7年4月16日
東京都千代田区大手町一丁目5番4号
安田工業株式会社
取締役社長 荒木信仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,243,589
流動資産	950,160
資 産 合計	2,193,749
負純資産及び部	889,259
流動負債	982,616
株主資本	5,000
資本利益	316,874
資本剰余金	100,000
資本準備金	216,874
剰余金	25,000
その他利益剰余金	191,874
負債・純資産合計	2,193,749

(注) 当期純利益 11,602千円

第59期決算公告

令和7年4月16日
横浜市都筑区牛久保西二丁目4番8号
株式会社旭屋
代表取締役 石川 和夫
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	24,090
流動資産	3,191
資 産 合計	27,281
負純資産及び部	24,204
流動負債	3,077
株主資本	12,000
資本利益	△8,922
資本剰余金	550
資本準備金	△9,472
その他資本剰余金	(792)
負債・純資産合計	27,281

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日
横浜市都筑区牛久保西二丁目4番8号
株式会社旭屋
代表取締役 石川 和夫

決算公告

令和7年4月16日
石川県珠洲市上戸町北方4字177番地3
アステナミネルヴァ株式会社
代表取締役 清水雅楽乃

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	159,951
流動資産	5,826
資 産 合計	165,778
負純資産及び部	423,698
流動負債	2,964
株主資本	△257,919
資本利益	10,000
資本剰余金	△267,919
資本準備金	△267,919
その他利益剰余金	(127,687)
負債・純資産合計	165,778

「官報」は、官報発行サイトから閲覧・ダウンロードすることができます。
<https://www.kantei.go.jp>

第67期決算公告

令和7年4月16日
横浜市神奈川区入江二丁目4番32号
信和工業株式会社
代表取締役 松本 善司
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	121,284
流動資産	147,290
資 産 合計	268,574
負純資産及び部	131,586
流動負債	308,024
株主資本	△171,036
資本利益	28,000
資本剰余金	△199,036
資本準備金	25
その他資本剰余金	△199,061
負債・純資産合計	(2,478)
合 計	268,574

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 確定した事業年度はありません。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月16日
横浜市金沢区鳥浜町三番地九
(甲) 信和工業株式会社
代表取締役 新居 達昭
(乙) 信和工業株式会社
代表取締役 松本 善司

内閣府

第16期決算公告

2025年4月16日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡テキスタイル株式会社

代表取締役社長 村田 鑑

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,902	流動負債	2,451
固定資産	2,478	賞与引当金	36
		役員賞与引当金	0
		その他の	2,414
		固定負債	1,577
		退職給付引当金	1,438
		その他の	138
		負債合計	4,029
		株主資本	4,352
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,999
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	499
		利益剰余金	△ 8,647
		その他利益剰余金	△ 8,647
		純資産合計	4,352
資産合計	8,381	負債・純資産合計	8,381

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	13,393	特別損失	3
売上原価	11,530	税引前当期純損失	249
売上総利益	1,863	法人税、住民税及び事業税	△ 130
販売費及び一般管理費	2,198	法人税等調整額	118
営業損失	334	当期純損失	237
営業外収益	106		
営業外費用	16		
経常損失	245		

第16期決算公告

2025年4月16日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡メカトロニクス株式会社

代表取締役社長 増田 敏浩

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,919	流動負債	16,353
固定資産	13,958	賞与引当金	36
		役員賞与引当金	0
		その他の	16,317
		固定負債	1,369
		退職給付引当金	1,264
		その他の	105
		負債合計	17,723
		株主資本	4,154
		資本金	4,000
		資本剰余金	1,300
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	300
		利益剰余金	△ 1,145
		その他利益剰余金	△ 1,145
		純資産合計	4,154
資産合計	21,878	負債・純資産合計	21,878

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	9,480	特別利益	0
売上原価	8,994	特別損失	165
売上総利益	486	税引前当期純利益	83
販売費及び一般管理費	1,257	法人税、住民税及び事業税	△ 177
営業損失	771	法人税等調整額	79
営業外収益	1,196	当期純利益	181
営業外費用	176		
経常利益	249		

第75期決算公告

令和7年4月16日

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

日本アルコン株式会社

代表取締役 ステファン・アイゲンマン

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	54,338
固定資産	6,946
	流動負債
	賞与引当金
	製品保証引当金
	その他の
	固定負債
	負債合計
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	純資産合計
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	83,982	特別損益	0
売上原価	61,254	税引前当期純利益	6,323
売上総利益	22,727	法人税、住民税及び事業税	962
販売費及び一般管理費	16,136	法人税等調整額	1,016
営業利益	6,590	当期純利益	4,345
営業外損益	△ 268		
経常利益	6,322		

第16期決算公告

2025年4月16日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ブレーキ株式会社

代表取締役社長 服部 恭輝

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,401	流動負債	4,533
固定資産	7,028	賞与引当金	109
		役員賞与引当金	74
		その他の	4,348
		固定負債	2,566
		退職給付引当金	2,519
		その他の	46
		負債合計	7,099
		株主資本	16,198
		資本金	9,447
		資本剰余金	3,879
		資本準備金	3,447
		その他資本剰余金	432
		利益剰余金	2,871
		その他利益剰余金	2,871
		評価・換算差額等	131
		その他有価証券評価差額金	131
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		純資産合計	16,330
資産合計	23,430	負債・純資産合計	23,430

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	18,378	特別利益	2
売上原価	15,044	特別損失	3
売上総利益	3,333	税引前当期純利益	1,471
販売費及び一般管理費	2,593	法人税、住民税及び事業税	318
営業利益	740	法人税等調整額	75
営業外収益	772	当期純利益	1,078
営業外費用	40		
経常利益	1,473		

第89期決算公告

令和7年4月16日 埼玉県熊谷市千代39番地
株式会社ヴァレオジャパン
代表取締役 アレクサンドル・ギアード
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	22,894	流动負債	33,011
固定資産	30,172	(賞与引当金)	(988)
		(製品保証引当金)	(347)
		(組織編成引当金)	(191)
		固定負債	3,913
		(製品保証引当金)	(569)
		(退職給付引当金)	(981)
		(役員退職慰労引当金)	(71)
		(環境引当金)	(818)
		(永年勤続表彰引当金)	(249)
		負債合計	36,924
		株主資本	13,664
		資本剰余金	9,100
		資本準備金	2,501
		その他資本剰余金	2,471
		利益剰余金	30
		利益準備金	2,063
		その他利益剰余金	2
		評価換算差額等	2,061
		その他有価証券評価差額金	2,477
		△	11
		土地再評価差額金	2,487
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	16,142
資産合計	53,066	負債・純資産合計	53,066

損益計算書の要旨 (自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

売上高	72,978	経常利益	2,937
売上原価	59,652	特別利益	10
売上総利益	13,326	特別損失	526
販売費及び一般管理費	9,778	税引前当期純利益	2,420
営業利益	3,549	法人税、住民税及び事業税	327
営業外収益	518	法人税等調整額	46
営業外費用	1,130	当期純利益	2,047

第16期決算公告

2025年4月16日 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
日清紡ケミカル株式会社
代表取締役社長 石松 肇志

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,958	流动負債	1,809
固定資産	5,401	賞与引当金	40
		役員賞与引当金	0
		その他の	1,768
		固定負債	1,516
		退職給付引当金	1,481
		その他の	34
		負債合計	3,325
		株主資本	7,034
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	815
		その他資本剰余金	750
		利益剰余金	65
		その他利益剰余金	3,218
		純資産合計	7,034
資産合計	10,359	負債・純資産合計	10,359

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日) (至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	10,541	特別利益	0
売上原価	8,236	特別損失	2
売上総利益	2,305	税引前当期純利益	626
販売費及び一般管理費	1,717	法人税、住民税及び事業税	180
営業利益	587	法人税等調整額	7
営業外収益	43	当期純利益	439
営業外費用	1		
経常利益	629		

第71期決算公告

令和7年3月31日 大阪府吹田市江坂町1丁目12番40号
エースコック株式会社
代表取締役社長 村岡 寛人

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	21,138
固定資産	26,937
	流动負債
	賞与引当金
	その他の
	固定負債
	役員退職慰労引当金
	その他の
	負債合計
	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	自己株式
	△
	評価換算差額等
	その他有価証券評価差額金
	△
	純資産合計
資産合計	48,076
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	35,924	特別利益	561
売上原価	27,643	特別損失	265
売上総利益	8,281	税引前当期純利益	6,809
販売費及び一般管理費	6,505	法人税、住民税及び事業税	30
営業利益	1,776	法人税等調整額	△ 560
営業外収益	4,777	当期純利益	7,338
営業外費用	39		
経常利益	6,513		

令和6年事業年度決算公告

令和7年4月16日 神奈川県厚木市飯山南三丁目17番72号
ヴァレオ カペック ジャパン株式会社
代表取締役社長 室伏謙一郎

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,859,056	流动負債	3,762,758
固定資産	4,826,435	賞与引当金	(22,520)
有形固定資産	4,649,953	(製品保証引当金)	(1,865)
無形固定資産	2,065	固定負債	1,253,569
投資その他の資産	174,417	(退職給付引当金)	(1,230,842)
		(永年勤続表彰引当金)	(14,516)
		(製品保証引当金)	(8,210)
		負債合計	5,016,328
		株主資本	4,669,164
		資本剰余金	2,460,000
		資本準備金	1,141,300
		利益剰余金	1,141,300
		利益準備金	1,067,864
		その他利益剰余金	26,923
		純資産合計	4,669,164
資産合計	9,685,492	負債・純資産合計	9,685,492

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日) (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	11,289,539	特別利益	0
売上原価	9,553,462	特別損失	51,440
売上総利益	1,736,076	税引前当期純利益	643,825
販売費及び一般管理費	1,044,875	法人税、住民税及び事業税	113,124
営業利益	691,200	法人税等調整額	4,377
営業外収益	16,814	当期純利益	526,322
営業外費用	12,749		
経常利益	695,265		

第52期決算公告

令和7年3月28日

新潟県長岡市与板町本与板45番地

株式会社サカタ製作所

代表取締役 坂田 匠

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	3,151,362
固 定 資 産	4,104,149
資 産 合 計	7,255,512
負債 及び 純資産 の 部	
流 動 負 債	1,898,919
(うち賞与引当金)	(114,631)
固 定 負 債	888,056
(うち退職給付引当金)	(314,847)
負 債 合 計	2,786,975
株 主 資 本	4,451,725
資 本 本 金	13,200
資 本 剰 余 金	4,800
資 本 準 備 金	4,800
利 益 剰 余 金	4,452,625
利 益 準 備 金	5,000
その他の利益剰余金	4,447,625
(うち当期純利益)	(287,368)
自 己 株 式	△ 18,899
評 価・換 算 差 額 等	16,810
その他の有価証券評価差額金	16,810
純 資 産 合 計	4,468,536
負 債・純 資 産 合 計	7,255,512

決算公告

令和7年4月16日

千葉県野田市堤根112番地6

株式会社ジョイ・フローラ

代表取締役 小栗 政克

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	163,888
固 定 資 産	303,295
資 産 合 計	467,184
負債 及び 純資産 の 部	
流 動 負 債	102,376
(賞与引当金)	(4,768)
固 定 負 債	89,079
(退職給付引当金)	(80,261)
株 主 資 本	275,728
資 本 本 金	20,000
資 本 剰 余 金	219,029
資 本 準 備 金	3,000
その他の資本剰余金	216,029
利 益 剰 余 金	36,698
利 益 準 備 金	2,000
その他の利益剰余金	34,698
(うち当期純利益)	(26,547)
負 債・純 資 産 合 計	467,184

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年4月16日 千葉県野田市堤根1一二二番地六 (甲) 株式会社ジョイ・フローラ 代表取締役 小栗 政克 (乙) 株式会社エイエムフーズ 代表取締役 小栗 政克

決算公告 令和7年4月16日 東京都台東区西浅草一丁目7番16号 株式会社エイエムフーズ 代表取締役 小栗 政克

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	237,623
固 定 資 産	48,785
資 産 合 計	286,409
負債 及び 純資産 の 部	
流 動 負 債	15,394
(賞与引当金)	(1,196)
固 定 負 債	73,761
(退職給付引当金)	(7,101)
株 主 資 本	197,252
資 本 本 金	10,000
資 本 剰 余 金	187,252
資 本 準 備 金	2,500
その他の利益剰余金	184,752
(うち当期純利益)	(26,395)
負 債・純 資 産 合 計	286,409

第64期決算公告

2025年3月31日

長野県北佐久郡御代田町大字塩野400番1

大浅間ゴルフ株式会社

代表取締役社長 玉置 敏浩

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	234,373
固 定 資 産	702,920
有 形 固 定 資 産	698,175
無 形 固 定 資 産	2,155
投 資 そ の 他 の 資 産	2,589
資 産 合 計	937,293
負債 及び 純資産 の 部	
流 動 負 債	31,586
(うち賞与引当金)	(4,023)
固 定 負 債	1,152,552
(うち退職給付引当金)	(37,605)
(うち役員退職引当金)	(924)
負 債 合 計	1,184,138
株 主 資 本	△246,845
資 本 本 金	150,000
資 本 剰 余 金	90,000
資 本 準 備 金	90,000
利 益 剰 余 金	△486,845
利 益 準 備 金	15,000
その他の利益剰余金	△501,845
(うち当期純利益)	(12,250)
純 資 産 合 計	△246,845
負 債・純 資 産 合 計	937,293

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和7年五月十九日までに当社に提出下さい。

令和7年4月16日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京俱楽部ビルディング一階

取締役 Kitsasando Development特定目的会社

取締役 マクドナルド・グレゴリー・ジェー
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は下記のとおりです。

令和7年4月16日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号
東京俱楽部ビルディング一階

取締役 マクドナルド・グレゴリー・ジェー
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階

第8期決算公告

令和7年4月16日

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階

Kitasando Development特定目的会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産	1,436,734	流 動 負 債	243,077
そ の 他 資 産	3,101,179	固 定 負 債	2,425,305
流 動 資 產	3,098,641	負 債 合 計	2,668,382
延 延 資 產	2,538	社 員 資 本	1,869,531
		特 定 資 本	200
		優 先 資 本	1,651,571
		当 期 未 処 分 利 益	217,760
		純 資 產 合 計	1,869,531
資 產 合 計	4,537,914	負 債・純 資 產 合 計	4,537,914

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日)

科 目	金 額
營 業 収 益	5,094,513
營 業 利 益	3,706,740
營 業 外 収 益	1,387,772
營 業 外 利 益	2,880
常 稅	2,702
常 稅 利 益	1,387,950
税 引 前 利 益	1,387,950
法 人 税	950
法 人 税 及 び 住 民 税	950
事 業 税	1,387,000
当 期 純 利 益	1,387,000

